

木更津市吾妻公園文化芸術施設
新築工事（機械設備）

J-240623-D

2026年 6月

日建設計

図 面 リ ス ト											
機 械 設 備 工 事											
通し番号	図面番号	名 称	縮尺	通し番号	図面番号	名 称	縮尺	通し番号	図面番号	名 称	縮尺
-	-	表紙	-	49	11 - 9	自動制御設備 中央監視点一覧表（5）	-	3	-	換気静圧計算書（2）	-
-	-	図面リスト	-	50	11 - 10	自動制御設備 中央監視点一覧表（6）	-	4	-	換気静圧計算書（3）	-
1	1 - 1	工事概要書(1)	-	51	11 - 11	自動制御設備 中央監視点一覧表（7）	-	5	-	換気静圧計算書（4）	-
2	1 - 2	工事概要書(2)	-	52	11 - 12	自動制御設備 中央監視点一覧表（8）	-	6	-	換気静圧計算書（5）	-
3	2 - 1	機械設備特記仕様書(1)（木更津市）	-	53	11 - 13	自動制御設備 中央監視点一覧表（9）	-	7	-	空調設備 機器リスト（1）	-
4	2 - 2	機械設備特記仕様書(2)（木更津市）	-	54	11 - 14	自動制御設備 計装図（1）	-	8	-	空調設備 機器リスト（2）	-
5	2 - 3	機械設備特記仕様書(3)（木更津市）	-	55	11 - 15	自動制御設備 計装図（2）	-	9	-	空調設備 機器リスト（3）	-
6	3 - 1	特記仕様書(1)	-	56	11 - 16	自動制御設備 計装図（3）	-	10	-	空調設備 機器リスト（4）	-
7	3 - 2	特記仕様書(2)	-	57	11 - 17	自動制御設備 計装図（4）	-	11	-	空調設備 機器リスト（5）	-
8	3 - 3	特記仕様書(3)	-	58	11 - 18	自動制御設備 計装図（5）	-	12	-	空調設備 機器リスト（6）	-
9	3 - 4	特記仕様書(4)	-	59	11 - 19	自動制御設備 計装図（6）	-	13	-	空調設備 機器リスト（7）	-
10	3 - 5	特記仕様書(5)	-	60	11 - 20	自動制御設備 計装図（7）	-	14	-	空調設備 機器リスト（8）	-
11	3 - 6	特記仕様書(6)	-	61	11 - 21	自動制御設備 計装図（8）	-	15	-	空調設備 機器リスト（9）	-
12	3 - 7	特記仕様書(7)・凡例	-	62	11 - 22	自動制御設備 計装図（9）	-	16	-	空調設備 機器リスト（10）	-
13	3 - 8	特記仕様書(8)（音響）	-	63	11 - 23	自動制御設備 計装図（10）	-	17	-	空調設備 機器リスト（11）	-
14	4 - 1	見積区分表(1)	-	64	11 - 24	自動制御設備 計装図（11）	-	18	-	空調設備 機器リスト（12）	-
15	4 - 2	見積区分表(2)	-	65	11 - 25	自動制御設備 計装図（12）	-	19	-	空調設備 機器リスト（13）	-
16	5 - 1	区画貫通処理要領図	-	66	11 - 26	自動制御設備 地下1階平面図	1/200	20	-	空調設備 消音器リスト（1）	-
17	6 - 1	設備防振遮音標準図	-	67	11 - 27	自動制御設備 1階平面図	1/200	21	-	空調設備 消音器リスト（2）	-
18	6 - 2	防振遮音範囲図	-	68	11 - 28	自動制御設備 2階平面図	1/200	22	-	空調設備 制気口リスト（1）	-
19	7 - 1	空調設備 ダクト系統図	-	69	11 - 29	自動制御設備 3階平面図	1/200	23	-	空調設備 制気口リスト（2）	-
20	7 - 2	空調設備 地下1階ダクト平面図	1/200	70	11 - 30	自動制御設備 4階平面図	1/200	24	-	空調設備 制気口リスト（3）	-
21	7 - 3	空調設備 1階ダクト平面図	1/200	71	11 - 31	自動制御設備 R階平面図	1/200	25	-	空調設備 制気口リスト（4）	-
22	7 - 4	空調設備 2階ダクト平面図	1/200	72	11 - 32	自動制御設備 機器凡例・内訳表	-	26	-	衛生設備 機器リスト	-
23	7 - 5	空調設備 3階ダクト平面図	1/200	73	11 - 33	自動制御設備 内訳表（1）	-	27	-	衛生設備 器具リスト（1）	-
24	7 - 6	空調設備 4階ダクト平面図	1/200	74	11 - 34	自動制御設備 内訳表（2）	-	28	-	衛生設備 器具リスト（2）	-
25	7 - 7	空調設備 PH階ダクト平面図	1/200	75	12 - 1	衛生設備 配管系統図	-	29	-	諸元表	-
26	8 - 1	空調設備 配管系統図	-	76	12 - 2	衛生設備 外構図・樹リスト	1/200	30	-	メーターツリー図	-
27	8 - 2	空調設備 地下1階配管平面図	1/200	77	12 - 3	衛生設備 ビット平面図	1/200				
28	8 - 3	空調設備 1階配管平面図	1/200	78	12 - 4	衛生設備 地下1階平面図	1/200				
29	8 - 4	空調設備 2階配管平面図	1/200	79	12 - 5	衛生設備 1階平面図	1/200				
30	8 - 5	空調設備 3階配管平面図	1/200	80	12 - 6	衛生設備 2階平面図	1/200				
31	8 - 6	空調設備 4階配管平面図	1/200	81	12 - 7	衛生設備 3階平面図	1/200				
32	8 - 7	空調設備 4階+2500配管平面図	1/200	82	12 - 8	衛生設備 4階平面図	1/200				
33	9 - 1	空調設備 ダクト詳細図（1）	1/50	83	12 - 9	衛生設備 配管詳細図（1）	1/50				
34	9 - 2	空調設備 ダクト詳細図（2）	1/50	84	12 - 10	衛生設備 配管詳細図（2）	1/50				
35	9 - 3	空調設備 ダクト詳細図（3）	1/50	85	12 - 11	衛生設備 配管詳細図（3）	1/50				
36	9 - 4	空調設備 ダクト詳細図（4）	1/50	86	13 - 1	消火設備 系統図	-				
37	9 - 5	空調設備 ダクト詳細図（5）	1/50	87	13 - 2	消火設備 地下1階平面図	1/200				
38	9 - 6	空調設備 ダクト詳細図（6）	1/50	88	13 - 3	消火設備 1階平面図	1/200				
39	9 - 7	空調設備 ダクト詳細図（7）	1/50	89	13 - 4	消火設備 2階平面図	1/200				
40	10 - 1	空調設備 配管系統図(冷温水系統), 4階配管詳細図	1/100	90	13 - 5	消火設備 3階平面図	1/200				
41	11 - 1	自動制御設備 中央監視設備構成図	-	91	13 - 6	消火設備 4階平面図	1/200				
42	11 - 2	自動制御設備 中央監視設備仕様（1）	-	92	13 - 7	消火設備 PH階平面図	1/200				
43	11 - 3	自動制御設備 中央監視設備仕様（2）	-	93	14 - 1	公園全体配置図、付近見取図（参考図）	1/800				
44	11 - 4	自動制御設備 幹線系統図	-	94	14 - 2	配置図	1/500				
45	11 - 5	自動制御設備 中央監視点一覧表（1）	-								
46	11 - 6	自動制御設備 中央監視点一覧表（2）	-			リスト編					
47	11 - 7	自動制御設備 中央監視点一覧表（3）	-	1	-	設計主旨説明書	-				
48	11 - 8	自動制御設備 中央監視点一覧表（4）	-	2	-	換気静圧計算書（1）	-				

1.工事概要

1-1 工事名称
木更津市吾妻公園文化芸術施設新築工事

1-2 発注者
木更津市

1-3 設計者
株式会社 日建設計

1-4 監理者
未定

1-5 工事対象
a.建築物（本棟）（○新築・増築・改築・その他（ ））
b.工作物（ ）（○新築・増築・改築・その他（ ））
c.外構（常設駐車場）（○新築・増築・改築・その他（ ））

1-6 工事期間
工事着手 2027年 2月 17日 完成引渡し 2029年 2月 16日（延べ 24カ月）

1-7 部分使用・部分引渡し
・あり ○なし
範囲：
期日： 年 月 日

1-8 工事範囲（工事項目）
※「1-5 工事種目」すべてを本工事範囲（工事項目）の「1-5 工事種目」のうち、下記以外を本工事範囲とする（ ）

1-9 敷地及び法的規制等
a.工事場所：千葉県木更津市吾妻一丁目647番15の一部、647番17の一部。（地名地番）二丁目647番16の一部、647番32、647番34、647番35の一部、647番40の一部、647番43の一部
b.地域・地区
1)都市計画区域等 ○都市計画区域（○市街化区域・市街化調整区域・区域区分非設定）・準都市計画区域・都市計画区域及び準都市計画区域外
・防火地域・準防火地域 ○指定なし（近隣商業地域）
2)防火地域
3)用途地域
4)その他

c.道路
1)前面道路の種類（東：県道87号枕ヶ浦中島木更津線）
2)前面道路の幅員（東：25m）
3)接道長さ（268,96m）
d.容積率制限（200％（ ））
e.建蔽率制限（80％（ ））
f.建築基準法の主要用途（08140図書館、08550集会場、08990公民館、08490自動車庫）
g.主要構造部の耐火種別○耐火建築物・準耐火建築物（ ）
・（ ）・その他

h.消防法の防火対象物（16）項イ
i.その他（ ）
1)BEI（0,50）
2)CASBEE目標ランク・S・A・B+ ○なし

1-10 面積
a.敷地面積(境界線確定・済 ○未)（25,631.17）㎡ 工事範囲（7,768.44）㎡
b.建築面積（4,182.68）㎡ 建蔽率（16.32）%
c.建築物全体の面積（8,359.27）㎡
d.容積対象外面積（466.06）㎡
1)エレベーターの昇降路の部分（100,222）㎡
2)共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分（ ）㎡
3)自動車庫等の部分（352,50）㎡
4)備蓄倉庫の部分（ ）㎡
5)蓄電池の設置部分（13,34）㎡
6)自家発電設備の設置部分（ ）㎡
7)貯水槽の設置部分（ ）㎡
8)宅配ボックスの設置部分（ ）㎡
9)その他（ ）㎡
・バリアフリー法での容積対象外面積・あり（ ）㎡ ○なし
e.延べ面積（容積対象面積）（7,893.21）㎡ 容積率（30.80）%
f.各階床面積の内訳

階	c.建築物全体の面積（㎡） （c=d+e）	d.容積対象外面積（㎡）	e.延べ面積（㎡） （容積対象面積）
PHF	27.34	—	27.34
4F	96.71	24.48	72.23
3F	1,605.52	22.36	1,583.16
2F	2,096.82	22.36	2,074.46
1F	3,903.86	22.36	3,881.50
B1F	629.02	374.50	254.52
合計	8,359.27	466.06	7,893.21

1-11 建築物の高さ等
a.基準地盤面 SGL TP + （4,990 ）m
b.平均地盤高さ 領域1 TP+（ 3,92 ）m 領域2 TP+（ 2,14 ）m
c.1階床高 SGL + （0,01）m = HGL(領域1) + （1,08 ）m
d.最高の軒の高さ SGL + （19,510）m = HGL(領域1) + （20,580 ）m
e.最高の高さ SGL + （20,910）m = HGL(領域1) + （21,980 ）m
f.基礎底深さ SGL - （5,990）m = HGL(領域1) - （5,020 ）m

1-12 構造・規模
a.地業：場所打ちコンクリート杭
b.構造種別：○SRC造 ○RC造 ○S造・
c.構造形式：○耐震・制振・免震・
d.階数：地下 1 階 地上 4階 塔屋 1 階
e.棟数：1 棟

1-13 その他の工事概要
・

a. 主要用途概要＜図書館、公民館＞
1)標準階高（4,200）mm
2)会議室標準天井高さ（2,700）mm
3)施設事務室0Aフロア高さ（100）mm 有効寸法（65）mm以上
4)床積荷重（※2-2 構造設計条件 a. 1）による（タイルカーペット）
5)閲覧室標準内装 床（せつこうボード＋ビニルクロス）
壁（RC-B＋EP）
天井（RC-B＋EP）

<ホール>
1)収容人数（座席数）（684）席

1-14 主要設備の概要
a.電気設備：
受電方式：高压1回線受電
受電电压・周波数：3Φ3W 6.6kV 50Hz
発電機仕様：非常用発電機 400kVA ディーゼル
燃料小出層 1,950L、オイルタンクスペース 8,000L
配電方式：電灯 1Φ3W 210/105V、動力 3Φ3W 210V、ケーブル＋ケーブルラック方式主たる照明器具：LED
通信・情報設備：構内情報通信用配管、構内交換用配管、情報表示用配管、電気時計映像・音響、誘導支援、テレビ共同受信、監視カメラ用配管
駐車場管理用配管、防犯・入退室管理用配管
防災設備：非常照明、誘導灯、自動火災報知、非常放送
雷保護設備：外部雷保護、内部雷保護（SPD）
その他設備：直流電源装置、舞台照明、舞台音響

b.機械設備（空調調設備）：空冷ヒートポンプモジュールチラー、全熱交換器付冷温水コイル形外気処理空調機、直動コイル形空調機、パッケージエアコン（マルチ型含む）、全熱交換器、給排気ファン、機械排煙設備、中央監視設備、自動制御設備（衛生設備）：直結直圧給水・直結増圧給水併用方式、上水1系統給水汚水雑排水合流方式(建物内)、汚水雨水分流方式(敷地内)、電気温水器(貯湯式、瞬間式)、重力排水方式、ポンプアップ排水方式、屋内消火栓設備、移動式粉末消火設備
c.その他設備：（昇降機設備）：（建築工事）

1-15 特殊設備の概要
○舞台機構設備：（建築工事）
○舞台音響設備：（電気工事）
○舞台照明設備：（電気工事）

1-16 関連工事（別途工事）
○既存解体工事 ○構内構内通信網設備工事（LAN）
○電気設備工事 ○施設サイン工事
○建築工事 ○入室管理設備工事
○木更津市吾妻公園整備工事
○図書館閲覧エリア書架等家具工事
○図書館セキュリティシステム工事
○図書館管理検索システム工事

2.設計条件等

2-1 立地条件等
a.設計降雨量
1)降雨条件（降雨強度）
イ.一般降雨条件（153）mm/時間（気象庁過去の気象データより／千葉県香取市観測史上最大1時間降水量）
ロ.瞬間降雨条件（174）mm/時間 設定根拠：（29）mm/10分（気象庁過去の気象データより）

ハ.敷地排水設計条件（111）mm/時間（木更津市開発事業指導要綱より）
二.雨水放流先の公共下水道等の整備条件と流出抑制
①下水道等計画降雨強度（ ）mm/h時間 ○設定なし
②雨水流出抑制の設定・要 ○不要
③流出抑制の方法・雨水貯留 必要貯留量（ ）㎡
・浸透施設

2)とい設計条件
イ.一般降雨条件によるとい設計箇所：下記ロ、以外の箇所
ロ.瞬間降雨条件によるとい設計箇所：（特になし）

b.設計用地下水位 SGL－（4,31）m = TP+0,68
c.浸水対策
1)設定浸水深 ○要・不要
SGL－（0,99）m = TP+4,00
イ.想定浸水の種類（○河川氾濫・内水氾濫 ○大潮 ○津波・）
ロ.想定降雨（・想定最大規模降雨・計画規模降雨 ○最大クラス津波）
ハ.引用資料（ちば情報マップ「津波防災地域づくりに関する法律に基づく」津波浸水想定）」

2)浸水防止レベル SGL－（2,16）m=TP+2,83（防潮板品位対応（高潮浸水深による）
※浸水防止レベルは、開口部のほか外壁部を含めた建築物全周を対象とする。

d.寒冷地対策
1)凍結深さ 地表仕上面＝（ ）m ○設定なし
2)その他の凍害等対策と範囲は、設計図による。

e.遮害対策 ○要・不要
f.卓越風風向（方角：南南西 出典：拡張アメダス気象データ（EA気象データ））
g.その他・

2-2 構造設計条件
a.設計荷重
1)主要部分積荷荷重

棟	階	室名	積荷荷重(N/㎡)			備考
			床用	架橋用	地震力用	
文化芸術施設	RFL	屋上	980	600	400	
文化芸術施設	4階	機械置場	4900	2400	1300	
文化芸術施設	3階	集架書庫	11800	10300	7400	
文化芸術施設	2階	開架書庫	11800	10300	7400	
文化芸術施設	1～3階	一般書架、書1階書室	7800	6900	4900	
文化芸術施設	1～3階	舞台、スタジオ	4900	3200	2100	
文化芸術施設	1階	多目的ホール座席	3500	3200	2100	
文化芸術施設	B1階	駐車場	5400	3900	2000	

2)積雪荷重
イ.垂直積雪量（0,3）m
ロ.積雪荷重(水平面に対して）（600）N/㎡
ハ.積雪の単位重量（2000 ）N/㎡
二.多雪地域指定の有無・あり ○なし
ホ.勾配面における積雪荷重並びに他の外力との組合せによる応力計算の扱いは、建築基準法施行令第3章第8節及び告示（平19建告第594号）による。

3)風圧力（特記仕様書各章に別の記載があるものを除く）
設計用風圧力算定基準は、建築基準法・同施行令第82条の4及び告示（平12建告第1454号・同第1458号）により、条件等は次による。

イ.算定条件
① V0（38 ）m/s（告示第1454号）
② 非構造部材、設備機器設計用風圧力の割増し（次により V0 を割増して算定する）
<割増し>
・なし（V0 × 1.0、再現期間50年相当）
・ V0 × 1,07（再現期間100年相当）
・ V0 × 1,15（再現期間200年相当）
・ V0 ×（ ）
<割増し適用範囲>
・指定以外は割増しなし（V0 × 1.0）
・建築物（昇降機、煙突以外の建築設備を除く）
・全ての屋外工作物（フェンス、庇、サイン等）
・建築設備（昇降機、煙突を除く）
・
③ 地表面粗度区分・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ^(*)（告示第1454号）
注）^(*) 非構造部材及び設備機器設計用は、Ⅲとする。
④ 風力係数 ※告示による・風洞実験による
ロ.設計用風圧力の最小値
※±1,200Pa
ハ.1階又は高さ13m以下の部分の設計用風圧力
※上記イ・ロを適用する。
・設計図により、最小値はロを適用する。
二.屋内における風圧力の適用
適用箇所（風除室、1階ホワイエ）
設計用風圧力・上記イ～ハにより算定 ○（1,200 ）N/㎡
ホ.他の外力との組合せによる応力計算の扱いは、建築基準法施行令第3章第8節による。

4)地震荷重
イ.地域係数 Z ○1,0・0,9・0,8・0,7
ロ.地盤種別・第1種・第2種・第3種

ハ.耐震安全性の割増し
①割増しの種別 ※地震力の割増し係数・重要度係数・
②係数・1,0 ○1,25・1,5・
③適用範囲 ※2次設計のみ考慮・1次設計および2次設計とも考慮
二.他の外力との組合せによる応力計算の扱いは、建築基準法施行令第3章第8節による他、関連規定に基づく。

b.構造耐震性能
1)確認の方法は、次による。
○許容応力度計算又は保有水平耐力計算
・限界耐力計算
・時刻歴応答解析

2)許容応力度等計算又は保有水平耐力計算による場合の耐震計算ルート等

棟	耐震計算ルート	一次設計用ベースシャー係数	備考
X	ルート2-1	0,2	
	Y	ルート2-1	0,2
X			
Y			

3)長周期地震動対策
・あり（ ）
○なし

2-3 総合耐震
クライテリア
a.構造体の耐震安全性の分類は、次による。
○耐震安全性の分類法1
・1類 ○Ⅱ類・Ⅲ類・
1類～Ⅲ類の定義は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年版）」及び、「建築構造設計基準の資料(令和3年版)の大地震動時の変形制限及びその計算方法」の考え方に基づく。
・耐震安全性の分類法2a
・特級・上級・基準級・その他（ ）
特級～基準級の定義は「JSCA性能設計説明書2017年版【耐震性能編】」の考え方に基づく。
・耐震安全性の分類法2b
・免震特級・免震上級・免震基準級・その他（ ）
免震特級～免震基準級の定義は「JSCA性能設計説明書2017年版【耐震性能編】」の考え方に基づく。
・上記以外
・建築基準法に準拠（・告示免震（建告第2009号）・左記以外）
・中間層免震（免震層上部：免震層下部：）
・（ ）

b.建築非構造部材及び設備機器にかかわる設計用層間変位、設計用地震力等の設計条件は、次による。
1)設計用層間変位

設定レベル	ケース1	ケース2
設計用層間変位（H=階高）	・H/200・H/150 ○H/（400）	・H/100・H/75 ○H/（200）

備考

2)設計用地震力
ア.設計用地震力
設計用地震力＝部材又は機器の自重（W）× 設計用震度
部材又は機器の自重：各部材又は機器そのものの自重及び付属する部品等を含む。
設計用震度：下記イにより、特定天井を除く非構造部材及び設備機器等の設計用震度は、ケース2への適用とする。ケース1の場合は、当該数値の（※1/5・1/2・）を目安とする。

イ.設計用震度
①建築非構造部材及び各固定部の設計用震度（告示第771号による特定天井を除く）
水平震度：下表の K_H
鉛直震度：下表の K_V
水平＋鉛直同時作用・考慮する K_H＋（1/2・）×K_V
（適用部位：）
○考慮しない
ただし特仕3章以降において指定がある場合には、各章での記載による。

②設備機器固定の設計用震度
水平震度：下表の K_S（機器の耐震クラスに応じた値とする）
鉛直震度：下表の 1/2・K_S 又は K_V の大きい方

建築物各部での設計用震度（告示第771号による特定天井を除く）

階	床面	水平震度		設備機器		鉛直震度	備考
		K _H	K _S	S	A		
塔屋（PHF）	1,0	1,5	2,0（2,0）	1,5（1,5）	0,8		設備機器の○内は受水機および高層水機に適用する
上層階（4F）	1,0	1,5	2,0（2,0）	1,5（1,5）	0,8		設備機器の○内は受水機および高層水機に適用する
中間階（2～3F）	0,8	1,2	1,6（1,5）	1,0（1,0）	0,6		設備機器の○内は受水機および高層水機に適用する
地階（B1～1F）	0,5	0,75	1,0（1,0）	0,6（1,0）	0,4		設備機器の○内は受水機および高層水機に適用する

注1)階の定義は、次による。
○上記表中の記載による
・次による。
塔屋：塔屋部分
上層階：最上階から数えて4層の階（階数：12階建超の場合）
同 3層の階（階数：10階～12階建の場合）
同 2層の階（階数：7階～9階建の場合）
最上階（1層）のみ（階数：6階建以下の場合）
中間階：地階、上層階及び塔屋階を除く階
地階：1階及び地下階
注2)吊天井は、軽量鉄骨天井下地を用いた天井に適用し、天井面での震度とする。それ以外の構造躯体に直接取付けた天井材、天井吊り設備等は、「共通」の震度を適用する。
注3)設計用震度は、設置階にかかわらず、当該部材が取付かれた、あるいは吊られた床面の階の値を適用する。複数階にまたがる非構造部材の震度は数値の大きい方の階による。
注4)設備機器の区分は、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における耐震クラスに準拠するものとし、下記の耐震要求性能における耐震クラスの区分に応じて適用する。
注5)建築非構造部材及び設備機器における設計用震度の割増し等の適用・する（※2-2構造設計条件a.4)ハ、による係数・）
※しない

○告示第771号による特定天井の設計用震度

告示第771号に基づく特定天井の設計用震度						
特定天井を有する室名	階（階区分）	検証ルート	水平震度 K _H	鉛直震度 K _V	グリアランス	備考
	階（層階）					mm
	階（層階）					mm
	階（層階）					mm
	階（層階）					mm

注1）天井の設計用震度は床面ではなく、天井面での数値を示す。階は天井が存在する階を示す。
注2）階の区分は、告示第771号による。
注3）備考欄に「告示外」とある部分は、告示第771号には該当しないが告示に基づく構造方法とする天井をいう。

c.敷地及び建築物各部の耐震要求性能は、次の各項目による。
1)地盤及び構造躯体の耐震要求性能は、極めて稀に発生する地震動の場合であっても人命を守ることを前提とし、地震規模の想定における損傷の度合いを次に定める。
地震規模の想定 稀に発生する地震動 極めて稀に発生する地震動
地盤の液状化 液状化の危険度が高い地点がある 液状化の危険度が極めて高い
構造躯体 主要構造体は、短期許容応力度以下とどまり、コンクリート非構造構造部材の一部に若干の強度低下を許す損傷が生じるが、直ちに補修を要しない。主要構造体は、一部が脆き材料で構成されている。肉眼ではっきりと見える程度のひび割れが発生する。

2)建築非構造部材及び設備機器の耐震要求性能は、ケース2の場合であっても人命を守ることを前提とし、設定レベルにおける建築物各部位各設備ごとの損傷の度合いと機能継続の状況を、次に定める。各章に耐震要求性能の記述がある場合は、より高い方の要求性能を採用する。非構造用部材及び設備機器における設計用地震力に対し、各部位は短期許容応力度以下となることを原則とする。

設定レベル	ケース1	ケース2
建築外装OW	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまる。
構造非熱複合パネル	軽微な破損にとどまる。	軽微な破損にとどまる。
材ALCパネル（内外装）	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまる。
押出成形セト板（内外装）	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまる。
シーリング	シーリング切れなし。	打ち換えが困難な部分でのシーリング切れなし。
構造シーリング	シーリング切れなし。	シーリング切れなし。
ガラス	何ら損傷がない。	脱落なし。
タイル（内外装）	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまる。
乾式間仕切壁（一般）	何ら損傷がない。	軽微なひび割れ以下にとどまる。
乾式間仕切壁（耐震上重要）	—	—

高橋 央 一級建築士
杉原 浩二 一級建築士
上田 智士 一級建築士
廣瀬 翔馬 一級建築士
長谷川 蔵 設備設計一級建築士(法適合確認)
坂本 真史 意見を聞いた建築設備士

日建設計

2026.06.30

木更津市吾妻公園文化芸術施設新築工事（機械設備）
（通し番号 1）
1 - 1

工事概要書（1）
A1:-
A3:-
No. — -

	<table><tr><td>一般用建具</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまる。</td></tr><tr><td>防災用建具</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、必要な開閉機能等を保持する。</td></tr><tr><td>特定天井に準ずる対応を行う天井 一般天井</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、破片の脱落がない。</td></tr><tr><td></td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまる。</td></tr><tr><td>避難経路の内装 (壁・天井)</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、避難上支障のある損傷や変形、脱落なし。</td></tr><tr><td>OAフロア</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまる。</td></tr><tr><td>その他の一般内装</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な損傷にとどまる。</td></tr><tr><td>昇降機設備 エレベーター</td><td>何ら損傷がない。 設計図による数値(Ga1)まで自動診断・復旧。</td><td>軽微な破損にとどまるが、使用可能。設計図による数値(Ga1)以上は、保守員の点検が必要。</td></tr><tr><td>煙突</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な損傷にとどまる。</td></tr><tr><td colspan="3">注1) 軽微な破損とは、簡単な補修で復旧可能な程度であり、建築物の継続的な使用に支障をきたさない程度の破損をいう。 注2) 一定の破損とは、応急的な処理で建築物の一定期間の使用が可能な程度の破損をいう。</td></tr></table>	一般用建具	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまる。	防災用建具	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な開閉機能等を保持する。	特定天井に準ずる対応を行う天井 一般天井	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、破片の脱落がない。		何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまる。	避難経路の内装 (壁・天井)	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、避難上支障のある損傷や変形、脱落なし。	OAフロア	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまる。	その他の一般内装	何ら損傷がない。	軽微な損傷にとどまる。	昇降機設備 エレベーター	何ら損傷がない。 設計図による数値(Ga1)まで自動診断・復旧。	軽微な破損にとどまるが、使用可能。設計図による数値(Ga1)以上は、保守員の点検が必要。	煙突	何ら損傷がない。	軽微な損傷にとどまる。	注1) 軽微な破損とは、簡単な補修で復旧可能な程度であり、建築物の継続的な使用に支障をきたさない程度の破損をいう。 注2) 一定の破損とは、応急的な処理で建築物の一定期間の使用が可能な程度の破損をいう。			<table><tr><td>設計レベル</td><td>ケース1</td><td>ケース2</td></tr><tr><td>電気設備</td><td><table><tr><td>耐震 (クラス)</td><td></td></tr><tr><td>受変電設備</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。</td></tr><tr><td>発電機設備 (防災用)</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。</td></tr><tr><td>蓄電池設備 (防災用)</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。</td></tr><tr><td>照明設備 (一般分電盤等)</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、一定期間、機能維持する。</td></tr><tr><td>非常照明・誘導灯 (防災分電盤等)</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。</td></tr><tr><td>自火報・非常放送 (受信機、防災アンプ)</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。</td></tr></table></td><td>2-4 主要法令概要</td></tr><tr><td>機械設備</td><td><table><tr><td>耐震 (クラス)</td><td>ケース1</td><td>ケース2</td></tr><tr><td>熱源設備</td><td>何ら損傷がない</td><td>軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能</td></tr><tr><td>空調設備</td><td>何ら損傷がない</td><td>軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能</td></tr><tr><td>排煙設備</td><td>何ら損傷がない</td><td>軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能</td></tr><tr><td>監視制御設備</td><td>何ら損傷がない</td><td>軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能</td></tr></table></td><td></td></tr><tr><td>設定レベル</td><td>ケース1</td><td>ケース2</td></tr><tr><td>給水設備</td><td>何ら損傷がない</td><td>軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能</td></tr><tr><td>排水設備</td><td>何ら損傷がない</td><td>軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能</td></tr><tr><td>消火設備 (その他)</td><td>何ら損傷がない</td><td>軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間維持する</td></tr></table>	設計レベル	ケース1	ケース2	電気設備	<table><tr><td>耐震 (クラス)</td><td></td></tr><tr><td>受変電設備</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。</td></tr><tr><td>発電機設備 (防災用)</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。</td></tr><tr><td>蓄電池設備 (防災用)</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。</td></tr><tr><td>照明設備 (一般分電盤等)</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、一定期間、機能維持する。</td></tr><tr><td>非常照明・誘導灯 (防災分電盤等)</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。</td></tr><tr><td>自火報・非常放送 (受信機、防災アンプ)</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。</td></tr></table>	耐震 (クラス)		受変電設備	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。	発電機設備 (防災用)	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。	蓄電池設備 (防災用)	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。	照明設備 (一般分電盤等)	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、一定期間、機能維持する。	非常照明・誘導灯 (防災分電盤等)	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。	自火報・非常放送 (受信機、防災アンプ)	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。	2-4 主要法令概要	機械設備	<table><tr><td>耐震 (クラス)</td><td>ケース1</td><td>ケース2</td></tr><tr><td>熱源設備</td><td>何ら損傷がない</td><td>軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能</td></tr><tr><td>空調設備</td><td>何ら損傷がない</td><td>軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能</td></tr><tr><td>排煙設備</td><td>何ら損傷がない</td><td>軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能</td></tr><tr><td>監視制御設備</td><td>何ら損傷がない</td><td>軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能</td></tr></table>	耐震 (クラス)	ケース1	ケース2	熱源設備	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	空調設備	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	排煙設備	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	監視制御設備	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能		設定レベル	ケース1	ケース2	給水設備	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	排水設備	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	消火設備 (その他)	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間維持する	<table><tr><td colspan="3">注1)設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS,A,Bに準拠する。 注2)防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3)設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。</td></tr><tr><td colspan="3">d.免震建物における各種クリアランスと目標性能</td></tr><tr><td colspan="3">a.盛土法面及び宅地機壁の耐震関連設計条件及び耐震要求性能は、次による。 1)設計用水平震度(kh) ・次による。ただし、2-3 総合耐震クライテリア b. 2) イ. 設計用震度 の表の建築物各部での設計用震度/地階/床面の値を下回らないものとする。 適用範囲(該当なし) ・次による。 適用範囲(該当なし) kh = c2 × k0 c2: 地階別補正係数(建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値) 2-2構造設計条件 a.設計荷重 4)地震荷重 イ. 地階係数Z による。 k0: 標準設計水平震度 稀に発生する地震動: 0.20 極めて稀に発生する地震動: 0.25 2)安全率(下表の値以上を確保する) イ. 盛土法面</td></tr><tr><td>地震規模の想定</td><td>常時</td><td>稀に発生する地震動</td></tr><tr><td>滑り</td><td>※1.5</td><td>※1.0</td></tr><tr><td colspan="3">ロ. 機壁</td></tr><tr><td>地震規模の想定</td><td>常時</td><td>稀に発生する地震動</td></tr><tr><td>転倒</td><td>※1.5</td><td>※1.0</td></tr><tr><td>滑動</td><td>※1.5</td><td>※1.0</td></tr><tr><td>支持力</td><td>※3.0</td><td>※1.0</td></tr><tr><td>部材耐力</td><td>長期許容応力度</td><td>短期許容応力度</td></tr><tr><td colspan="3">3)耐震要求性能は、極めて稀に発生する地震動の場合であっても人命を守ることを前提とし、地震規模の想定における損傷の度を次に定める。</td></tr><tr><td>地震規模の想定</td><td>稀に発生する地震動</td><td>極めて稀に発生する地震動</td></tr><tr><td>盛土法面</td><td>崩落せず、宅地(敷地地盤)の機能に重大な支障が生じない。</td><td>崩落せず、人命及び宅地(敷地地盤)の存続に重大な影響を与えない。</td></tr><tr><td>機壁</td><td>有害な残留変形が生じない。</td><td>転倒、滑動及び沈下が生じず、躯体にもせん断破壊或いは曲げ破壊が生じない。</td></tr></table>	注1)設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS,A,Bに準拠する。 注2)防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3)設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。			d.免震建物における各種クリアランスと目標性能			a.盛土法面及び宅地機壁の耐震関連設計条件及び耐震要求性能は、次による。 1)設計用水平震度(kh) ・次による。ただし、2-3 総合耐震クライテリア b. 2) イ. 設計用震度 の表の建築物各部での設計用震度/地階/床面の値を下回らないものとする。 適用範囲(該当なし) ・次による。 適用範囲(該当なし) kh = c2 × k0 c2: 地階別補正係数(建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値) 2-2構造設計条件 a.設計荷重 4)地震荷重 イ. 地階係数Z による。 k0: 標準設計水平震度 稀に発生する地震動: 0.20 極めて稀に発生する地震動: 0.25 2)安全率(下表の値以上を確保する) イ. 盛土法面			地震規模の想定	常時	稀に発生する地震動	滑り	※1.5	※1.0	ロ. 機壁			地震規模の想定	常時	稀に発生する地震動	転倒	※1.5	※1.0	滑動	※1.5	※1.0	支持力	※3.0	※1.0	部材耐力	長期許容応力度	短期許容応力度	3)耐震要求性能は、極めて稀に発生する地震動の場合であっても人命を守ることを前提とし、地震規模の想定における損傷の度を次に定める。			地震規模の想定	稀に発生する地震動	極めて稀に発生する地震動	盛土法面	崩落せず、宅地(敷地地盤)の機能に重大な支障が生じない。	崩落せず、人命及び宅地(敷地地盤)の存続に重大な影響を与えない。	機壁	有害な残留変形が生じない。	転倒、滑動及び沈下が生じず、躯体にもせん断破壊或いは曲げ破壊が生じない。	<table><tr><td>e.建築士法</td><td>○第3条「建築士でなければならない設計又は工事監理」 対象建築物：() ○第18条「設計の委託者に対する設計の内容に関する説明」 ・基本設計完了時 説明及び検収(実施日：令和7年3月31日) ・実施設計完了時 説明及び検収(実施日：令和●年●月●日) ○第21条「建築士が行うその他の業務」 対象業務：(建築関連法令・条例に基づく手続きの代理) ○第24条の7「建築士事務所の開設者が行う重要事項説明」の適用 実施日：(2025年 5月30日) ・その他()</td></tr><tr><td>2-5 その他の建築設計条件</td><td>a.駐車場等 1)附置義務駐車台数 四輪車 合計(任意)台 普通車対応()台 車いす使用者対応()台 小型車対応()台 荷さばき対応()台 自動二輪車(任意)台 自転車(任意)台 2)駐車場収容空間の制限 普通車：長さ5.5m×幅2.5m×高さ2.1m(HR車で2.6m) 小型車：長さ5.0m×幅2.5m×高さ2.1m 3)一般車最大制限高さ 車路面+(2.3)m(設計高さ) 車路面+()m(制限バーの高さ) 車路面+(2.2)m(制限サイン表示・呼称高さ) 車路面+(3.2)m(多目的ホール用 設計高さ) 車路面+()m(制限バーの高さ) 車路面+(3.0)m(制限サイン表示・呼称高さ) ・なし ○あり(収容台数 165 台) 6)搬入ルートの最大開口幅(5.0)m×高さ(3.5)m ・事務所()人/㎡・()人/㎡ b.各用途の設計密度 c.テナント関連貸貸基準書 d.主要室の許容騒音値 e.BCP対策 1)非常用発電機電源の連続供給時間 2)受水槽容量 3)汚水排水槽容量 4)帰宅困難者対応 5)その他() f.その他の設計条件 ・() ・ガス消火等による箇仕切壁、天井等の耐圧仕様が必要となる箇所 ○なし</td></tr><tr><td colspan="2">3.設計者・監理者等及び確認申請関連事項</td></tr><tr><td>3-1 設計者</td><td>a.代表となる設計者 (高橋 央) 一級建築士 第(296711)号 b.その他の設計者 (基内 有紀) 一級建築士 第(344510)号 (柳澤 彩) 一級建築士 第(357453)号 (大場 卓) 一級建築士 第(391154)号 (小坂橋 祐一) 一級建築士 第(222715)号、 構造設計一級建築士 第(956)号 (上野 悟) 一級建築士 第(336394)号、 構造設計一級建築士 第(9287)号 (杉原 浩二) 一級建築士 第(334691)号 (上田 智士) 一級建築士 第(377915)号 (齋藤 翔馬) 一級建築士 第(393341)号 c.構造設計図書の法適合確認 (小坂橋 祐一) 一級建築士 第(222715)号、 構造設計一級建築士 第(956)号 d.設備設計図書の法適合確認 (長谷川 蔵) 一級建築士 第(267454)号、 設備設計一級建築士 第(1415)号</td></tr><tr><td>3-2 建築設備の設計に関し意見を聴いた者</td><td>a.代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者 (坂本 典史) 建築設備士 第(1601-0932K0)号 (大高 恵) 建築設備士 第(2801-0647WN)号 (山口 慶) 建築設備士 第(2901-0180NU)号</td></tr><tr><td>3-3 監理者</td><td>a.代表となる工事監理者 (未定) 一級建築士 第()号 b.その他の工事監理者 (未定) 一級建築士 第()号</td></tr><tr><td>3-5 計画通知等</td><td>a.計画通知確認済証番号年月日 1)建築物 番号(第ER1-26002636号)・2026年 6月23日 2)工作物 番号()・年 月 日 3)昇降機 番号()・年 月 日 b.適合判定通知書(構造計算適合性判定) 番号年月日 番号()・年 月 日 c.適合判定通知書(建築物エネルギー消費性能適合性判定) 番号年月日 番号(第004-01-2026-1-4-00057号)・2026年 6月23日 d.検査済証番号年月日 1)建築物 番号()・年 月 日 2)工作物 番号()・年 月 日 3)昇降機 番号()・年 月 日</td></tr></table>	e.建築士法	○第3条「建築士でなければならない設計又は工事監理」 対象建築物：() ○第18条「設計の委託者に対する設計の内容に関する説明」 ・基本設計完了時 説明及び検収(実施日：令和7年3月31日) ・実施設計完了時 説明及び検収(実施日：令和●年●月●日) ○第21条「建築士が行うその他の業務」 対象業務：(建築関連法令・条例に基づく手続きの代理) ○第24条の7「建築士事務所の開設者が行う重要事項説明」の適用 実施日：(2025年 5月30日) ・その他()	2-5 その他の建築設計条件	a.駐車場等 1)附置義務駐車台数 四輪車 合計(任意)台 普通車対応()台 車いす使用者対応()台 小型車対応()台 荷さばき対応()台 自動二輪車(任意)台 自転車(任意)台 2)駐車場収容空間の制限 普通車：長さ5.5m×幅2.5m×高さ2.1m(HR車で2.6m) 小型車：長さ5.0m×幅2.5m×高さ2.1m 3)一般車最大制限高さ 車路面+(2.3)m(設計高さ) 車路面+()m(制限バーの高さ) 車路面+(2.2)m(制限サイン表示・呼称高さ) 車路面+(3.2)m(多目的ホール用 設計高さ) 車路面+()m(制限バーの高さ) 車路面+(3.0)m(制限サイン表示・呼称高さ) ・なし ○あり(収容台数 165 台) 6)搬入ルートの最大開口幅(5.0)m×高さ(3.5)m ・事務所()人/㎡・()人/㎡ b.各用途の設計密度 c.テナント関連貸貸基準書 d.主要室の許容騒音値 e.BCP対策 1)非常用発電機電源の連続供給時間 2)受水槽容量 3)汚水排水槽容量 4)帰宅困難者対応 5)その他() f.その他の設計条件 ・() ・ガス消火等による箇仕切壁、天井等の耐圧仕様が必要となる箇所 ○なし	3.設計者・監理者等及び確認申請関連事項		3-1 設計者	a.代表となる設計者 (高橋 央) 一級建築士 第(296711)号 b.その他の設計者 (基内 有紀) 一級建築士 第(344510)号 (柳澤 彩) 一級建築士 第(357453)号 (大場 卓) 一級建築士 第(391154)号 (小坂橋 祐一) 一級建築士 第(222715)号、 構造設計一級建築士 第(956)号 (上野 悟) 一級建築士 第(336394)号、 構造設計一級建築士 第(9287)号 (杉原 浩二) 一級建築士 第(334691)号 (上田 智士) 一級建築士 第(377915)号 (齋藤 翔馬) 一級建築士 第(393341)号 c.構造設計図書の法適合確認 (小坂橋 祐一) 一級建築士 第(222715)号、 構造設計一級建築士 第(956)号 d.設備設計図書の法適合確認 (長谷川 蔵) 一級建築士 第(267454)号、 設備設計一級建築士 第(1415)号	3-2 建築設備の設計に関し意見を聴いた者	a.代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者 (坂本 典史) 建築設備士 第(1601-0932K0)号 (大高 恵) 建築設備士 第(2801-0647WN)号 (山口 慶) 建築設備士 第(2901-0180NU)号	3-3 監理者	a.代表となる工事監理者 (未定) 一級建築士 第()号 b.その他の工事監理者 (未定) 一級建築士 第()号	3-5 計画通知等	a.計画通知確認済証番号年月日 1)建築物 番号(第ER1-26002636号)・2026年 6月23日 2)工作物 番号()・年 月 日 3)昇降機 番号()・年 月 日 b.適合判定通知書(構造計算適合性判定) 番号年月日 番号()・年 月 日 c.適合判定通知書(建築物エネルギー消費性能適合性判定) 番号年月日 番号(第004-01-2026-1-4-00057号)・2026年 6月23日 d.検査済証番号年月日 1)建築物 番号()・年 月 日 2)工作物 番号()・年 月 日 3)昇降機 番号()・年 月 日	<table><tr><td colspan="2">4.非構造部材、建築設備機器及び同架台等の共通特記仕様</td></tr><tr><td>4-1 非構造部材</td><td>a.屋根葺材(長尺金属板葺、折板葺、粘土瓦葺)、特定天井、外装材、屋外に面する帳壁及び屋内外のすべての非構造部材の支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、施行令第93～88条の規定による固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力、及び層間変位を考慮し、施行令第82条による組合せ応力に対して、構造耐力上安全であることとする。また、避難の支障となる損傷がないものとする。 b.外力は、次による。 1)積載荷重は、2-2 a. 1) による。 2)積雪荷重は、2-2 a. 2) による。 3)風圧力は、2-2 a. 3) による。 4)地震力は、2-3 b. による。 5)層間変位は、2-3 b. におけるケース2の設計用層間変位による。 c.支持金物(取付けボルトやナット含む)は、該当各章の規定により、ステンレス、垂鉛めっき、錆止め塗装等の防錆措置を施したものである。</td></tr><tr><td>4-2 設備機器及び同架台等</td><td>a.建築設備(昇降機設備を除く)の支持構造部及び構造本体との緊結金物は、次による。 1)施行令第83～88条の規定による固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力を考慮し、施行令第82条の組合せ応力に対して、構造耐力上安全なものである。 2)耐震の措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に準拠して行う。また、機器本体の耐震性能は、製造者により確認されているものとする。 3)地震荷重は、2-3 b. による。 4)風圧力及びその他の荷重は、2-2 a. による。 5)建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物等は、所定の防錆措置を行う。 b.屋上から突出する水櫃、煙突、冷却塔等其他これらに類するものの支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、次による。 1)前項「建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物」に規定した荷重による応力に対し、構造耐力上安全なものである。ただし、採用する荷重は、平12建告第1389号に定める規定値を下回ってはならない。 2)支持構造部及び緊結金物の防錆仕様は、前項「建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物」と同一とする。 c.屋上から突出する煙突の高さは、鉄製の補強がない場合は900mm以下とする。また、室内の煙突部分の鉄筋のかぶり厚さは50mm以上とする。 d.建築物に設ける給水、排水その他の配管設備(給湯設備を除く)その他これらに類するものの支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、次による。なお、給湯設備とは、建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備で、屋上水櫃等のうち給湯設備に該当するもの以外とする。 1)風圧、土圧、水圧、地震その他の震動及び衝撃に対して、安全上支障のない構造とする。 2)風圧力及び地震力により建築物に生ずる層間変形に対しては追従でき、安全上支障のない構造とする。 3)建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設けるなど、有効な管の損傷防止のための措置を講ずる。 4)管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可とう継手を設けるなど、有効な損傷防止のための措置を講ずる。 5)管を支持又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いるなど、有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずる。 e.法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上水櫃等にあつては、平成12年建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものである。 f.給湯設備は、風圧、土圧、水圧、地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。満水時の質量が15kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、平成12年建設省告示第1388号第5(平成25年4月1日一部改正施行)に規定する構造方法による。</td></tr></table>	4.非構造部材、建築設備機器及び同架台等の共通特記仕様		4-1 非構造部材	a.屋根葺材(長尺金属板葺、折板葺、粘土瓦葺)、特定天井、外装材、屋外に面する帳壁及び屋内外のすべての非構造部材の支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、施行令第93～88条の規定による固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力、及び層間変位を考慮し、施行令第82条による組合せ応力に対して、構造耐力上安全であることとする。また、避難の支障となる損傷がないものとする。 b.外力は、次による。 1)積載荷重は、2-2 a. 1) による。 2)積雪荷重は、2-2 a. 2) による。 3)風圧力は、2-2 a. 3) による。 4)地震力は、2-3 b. による。 5)層間変位は、2-3 b. におけるケース2の設計用層間変位による。 c.支持金物(取付けボルトやナット含む)は、該当各章の規定により、ステンレス、垂鉛めっき、錆止め塗装等の防錆措置を施したものである。	4-2 設備機器及び同架台等	a.建築設備(昇降機設備を除く)の支持構造部及び構造本体との緊結金物は、次による。 1)施行令第83～88条の規定による固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力を考慮し、施行令第82条の組合せ応力に対して、構造耐力上安全なものである。 2)耐震の措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に準拠して行う。また、機器本体の耐震性能は、製造者により確認されているものとする。 3)地震荷重は、2-3 b. による。 4)風圧力及びその他の荷重は、2-2 a. による。 5)建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物等は、所定の防錆措置を行う。 b.屋上から突出する水櫃、煙突、冷却塔等其他これらに類するものの支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、次による。 1)前項「建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物」に規定した荷重による応力に対し、構造耐力上安全なものである。ただし、採用する荷重は、平12建告第1389号に定める規定値を下回ってはならない。 2)支持構造部及び緊結金物の防錆仕様は、前項「建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物」と同一とする。 c.屋上から突出する煙突の高さは、鉄製の補強がない場合は900mm以下とする。また、室内の煙突部分の鉄筋のかぶり厚さは50mm以上とする。 d.建築物に設ける給水、排水その他の配管設備(給湯設備を除く)その他これらに類するものの支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、次による。なお、給湯設備とは、建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備で、屋上水櫃等のうち給湯設備に該当するもの以外とする。 1)風圧、土圧、水圧、地震その他の震動及び衝撃に対して、安全上支障のない構造とする。 2)風圧力及び地震力により建築物に生ずる層間変形に対しては追従でき、安全上支障のない構造とする。 3)建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設けるなど、有効な管の損傷防止のための措置を講ずる。 4)管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可とう継手を設けるなど、有効な損傷防止のための措置を講ずる。 5)管を支持又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いるなど、有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずる。 e.法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上水櫃等にあつては、平成12年建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものである。 f.給湯設備は、風圧、土圧、水圧、地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。満水時の質量が15kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、平成12年建設省告示第1388号第5(平成25年4月1日一部改正施行)に規定する構造方法による。
一般用建具	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまる。																																																																																																																																																										
防災用建具	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な開閉機能等を保持する。																																																																																																																																																										
特定天井に準ずる対応を行う天井 一般天井	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、破片の脱落がない。																																																																																																																																																										
	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまる。																																																																																																																																																										
避難経路の内装 (壁・天井)	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、避難上支障のある損傷や変形、脱落なし。																																																																																																																																																										
OAフロア	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまる。																																																																																																																																																										
その他の一般内装	何ら損傷がない。	軽微な損傷にとどまる。																																																																																																																																																										
昇降機設備 エレベーター	何ら損傷がない。 設計図による数値(Ga1)まで自動診断・復旧。	軽微な破損にとどまるが、使用可能。設計図による数値(Ga1)以上は、保守員の点検が必要。																																																																																																																																																										
煙突	何ら損傷がない。	軽微な損傷にとどまる。																																																																																																																																																										
注1) 軽微な破損とは、簡単な補修で復旧可能な程度であり、建築物の継続的な使用に支障をきたさない程度の破損をいう。 注2) 一定の破損とは、応急的な処理で建築物の一定期間の使用が可能な程度の破損をいう。																																																																																																																																																												
設計レベル	ケース1	ケース2																																																																																																																																																										
電気設備	<table><tr><td>耐震 (クラス)</td><td></td></tr><tr><td>受変電設備</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。</td></tr><tr><td>発電機設備 (防災用)</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。</td></tr><tr><td>蓄電池設備 (防災用)</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。</td></tr><tr><td>照明設備 (一般分電盤等)</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、一定期間、機能維持する。</td></tr><tr><td>非常照明・誘導灯 (防災分電盤等)</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。</td></tr><tr><td>自火報・非常放送 (受信機、防災アンプ)</td><td>何ら損傷がない。</td><td>軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。</td></tr></table>	耐震 (クラス)		受変電設備	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。	発電機設備 (防災用)	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。	蓄電池設備 (防災用)	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。	照明設備 (一般分電盤等)	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、一定期間、機能維持する。	非常照明・誘導灯 (防災分電盤等)	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。	自火報・非常放送 (受信機、防災アンプ)	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。	2-4 主要法令概要																																																																																																																																						
耐震 (クラス)																																																																																																																																																												
受変電設備	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。																																																																																																																																																										
発電機設備 (防災用)	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。																																																																																																																																																										
蓄電池設備 (防災用)	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。																																																																																																																																																										
照明設備 (一般分電盤等)	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、一定期間、機能維持する。																																																																																																																																																										
非常照明・誘導灯 (防災分電盤等)	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。																																																																																																																																																										
自火報・非常放送 (受信機、防災アンプ)	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。																																																																																																																																																										
機械設備	<table><tr><td>耐震 (クラス)</td><td>ケース1</td><td>ケース2</td></tr><tr><td>熱源設備</td><td>何ら損傷がない</td><td>軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能</td></tr><tr><td>空調設備</td><td>何ら損傷がない</td><td>軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能</td></tr><tr><td>排煙設備</td><td>何ら損傷がない</td><td>軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能</td></tr><tr><td>監視制御設備</td><td>何ら損傷がない</td><td>軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能</td></tr></table>	耐震 (クラス)	ケース1	ケース2	熱源設備	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	空調設備	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	排煙設備	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	監視制御設備	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能																																																																																																																																												
耐震 (クラス)	ケース1	ケース2																																																																																																																																																										
熱源設備	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能																																																																																																																																																										
空調設備	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能																																																																																																																																																										
排煙設備	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能																																																																																																																																																										
監視制御設備	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能																																																																																																																																																										
設定レベル	ケース1	ケース2																																																																																																																																																										
給水設備	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能																																																																																																																																																										
排水設備	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能																																																																																																																																																										
消火設備 (その他)	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間維持する																																																																																																																																																										
注1)設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS,A,Bに準拠する。 注2)防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3)設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。																																																																																																																																																												
d.免震建物における各種クリアランスと目標性能																																																																																																																																																												
a.盛土法面及び宅地機壁の耐震関連設計条件及び耐震要求性能は、次による。 1)設計用水平震度(kh) ・次による。ただし、2-3 総合耐震クライテリア b. 2) イ. 設計用震度 の表の建築物各部での設計用震度/地階/床面の値を下回らないものとする。 適用範囲(該当なし) ・次による。 適用範囲(該当なし) kh = c2 × k0 c2: 地階別補正係数(建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値) 2-2構造設計条件 a.設計荷重 4)地震荷重 イ. 地階係数Z による。 k0: 標準設計水平震度 稀に発生する地震動: 0.20 極めて稀に発生する地震動: 0.25 2)安全率(下表の値以上を確保する) イ. 盛土法面																																																																																																																																																												
地震規模の想定	常時	稀に発生する地震動																																																																																																																																																										
滑り	※1.5	※1.0																																																																																																																																																										
ロ. 機壁																																																																																																																																																												
地震規模の想定	常時	稀に発生する地震動																																																																																																																																																										
転倒	※1.5	※1.0																																																																																																																																																										
滑動	※1.5	※1.0																																																																																																																																																										
支持力	※3.0	※1.0																																																																																																																																																										
部材耐力	長期許容応力度	短期許容応力度																																																																																																																																																										
3)耐震要求性能は、極めて稀に発生する地震動の場合であっても人命を守ることを前提とし、地震規模の想定における損傷の度を次に定める。																																																																																																																																																												
地震規模の想定	稀に発生する地震動	極めて稀に発生する地震動																																																																																																																																																										
盛土法面	崩落せず、宅地(敷地地盤)の機能に重大な支障が生じない。	崩落せず、人命及び宅地(敷地地盤)の存続に重大な影響を与えない。																																																																																																																																																										
機壁	有害な残留変形が生じない。	転倒、滑動及び沈下が生じず、躯体にもせん断破壊或いは曲げ破壊が生じない。																																																																																																																																																										
e.建築士法	○第3条「建築士でなければならない設計又は工事監理」 対象建築物：() ○第18条「設計の委託者に対する設計の内容に関する説明」 ・基本設計完了時 説明及び検収(実施日：令和7年3月31日) ・実施設計完了時 説明及び検収(実施日：令和●年●月●日) ○第21条「建築士が行うその他の業務」 対象業務：(建築関連法令・条例に基づく手続きの代理) ○第24条の7「建築士事務所の開設者が行う重要事項説明」の適用 実施日：(2025年 5月30日) ・その他()																																																																																																																																																											
2-5 その他の建築設計条件	a.駐車場等 1)附置義務駐車台数 四輪車 合計(任意)台 普通車対応()台 車いす使用者対応()台 小型車対応()台 荷さばき対応()台 自動二輪車(任意)台 自転車(任意)台 2)駐車場収容空間の制限 普通車：長さ5.5m×幅2.5m×高さ2.1m(HR車で2.6m) 小型車：長さ5.0m×幅2.5m×高さ2.1m 3)一般車最大制限高さ 車路面+(2.3)m(設計高さ) 車路面+()m(制限バーの高さ) 車路面+(2.2)m(制限サイン表示・呼称高さ) 車路面+(3.2)m(多目的ホール用 設計高さ) 車路面+()m(制限バーの高さ) 車路面+(3.0)m(制限サイン表示・呼称高さ) ・なし ○あり(収容台数 165 台) 6)搬入ルートの最大開口幅(5.0)m×高さ(3.5)m ・事務所()人/㎡・()人/㎡ b.各用途の設計密度 c.テナント関連貸貸基準書 d.主要室の許容騒音値 e.BCP対策 1)非常用発電機電源の連続供給時間 2)受水槽容量 3)汚水排水槽容量 4)帰宅困難者対応 5)その他() f.その他の設計条件 ・() ・ガス消火等による箇仕切壁、天井等の耐圧仕様が必要となる箇所 ○なし																																																																																																																																																											
3.設計者・監理者等及び確認申請関連事項																																																																																																																																																												
3-1 設計者	a.代表となる設計者 (高橋 央) 一級建築士 第(296711)号 b.その他の設計者 (基内 有紀) 一級建築士 第(344510)号 (柳澤 彩) 一級建築士 第(357453)号 (大場 卓) 一級建築士 第(391154)号 (小坂橋 祐一) 一級建築士 第(222715)号、 構造設計一級建築士 第(956)号 (上野 悟) 一級建築士 第(336394)号、 構造設計一級建築士 第(9287)号 (杉原 浩二) 一級建築士 第(334691)号 (上田 智士) 一級建築士 第(377915)号 (齋藤 翔馬) 一級建築士 第(393341)号 c.構造設計図書の法適合確認 (小坂橋 祐一) 一級建築士 第(222715)号、 構造設計一級建築士 第(956)号 d.設備設計図書の法適合確認 (長谷川 蔵) 一級建築士 第(267454)号、 設備設計一級建築士 第(1415)号																																																																																																																																																											
3-2 建築設備の設計に関し意見を聴いた者	a.代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者 (坂本 典史) 建築設備士 第(1601-0932K0)号 (大高 恵) 建築設備士 第(2801-0647WN)号 (山口 慶) 建築設備士 第(2901-0180NU)号																																																																																																																																																											
3-3 監理者	a.代表となる工事監理者 (未定) 一級建築士 第()号 b.その他の工事監理者 (未定) 一級建築士 第()号																																																																																																																																																											
3-5 計画通知等	a.計画通知確認済証番号年月日 1)建築物 番号(第ER1-26002636号)・2026年 6月23日 2)工作物 番号()・年 月 日 3)昇降機 番号()・年 月 日 b.適合判定通知書(構造計算適合性判定) 番号年月日 番号()・年 月 日 c.適合判定通知書(建築物エネルギー消費性能適合性判定) 番号年月日 番号(第004-01-2026-1-4-00057号)・2026年 6月23日 d.検査済証番号年月日 1)建築物 番号()・年 月 日 2)工作物 番号()・年 月 日 3)昇降機 番号()・年 月 日																																																																																																																																																											
4.非構造部材、建築設備機器及び同架台等の共通特記仕様																																																																																																																																																												
4-1 非構造部材	a.屋根葺材(長尺金属板葺、折板葺、粘土瓦葺)、特定天井、外装材、屋外に面する帳壁及び屋内外のすべての非構造部材の支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、施行令第93～88条の規定による固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力、及び層間変位を考慮し、施行令第82条による組合せ応力に対して、構造耐力上安全であることとする。また、避難の支障となる損傷がないものとする。 b.外力は、次による。 1)積載荷重は、2-2 a. 1) による。 2)積雪荷重は、2-2 a. 2) による。 3)風圧力は、2-2 a. 3) による。 4)地震力は、2-3 b. による。 5)層間変位は、2-3 b. におけるケース2の設計用層間変位による。 c.支持金物(取付けボルトやナット含む)は、該当各章の規定により、ステンレス、垂鉛めっき、錆止め塗装等の防錆措置を施したものである。																																																																																																																																																											
4-2 設備機器及び同架台等	a.建築設備(昇降機設備を除く)の支持構造部及び構造本体との緊結金物は、次による。 1)施行令第83～88条の規定による固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力を考慮し、施行令第82条の組合せ応力に対して、構造耐力上安全なものである。 2)耐震の措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に準拠して行う。また、機器本体の耐震性能は、製造者により確認されているものとする。 3)地震荷重は、2-3 b. による。 4)風圧力及びその他の荷重は、2-2 a. による。 5)建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物等は、所定の防錆措置を行う。 b.屋上から突出する水櫃、煙突、冷却塔等其他これらに類するものの支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、次による。 1)前項「建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物」に規定した荷重による応力に対し、構造耐力上安全なものである。ただし、採用する荷重は、平12建告第1389号に定める規定値を下回ってはならない。 2)支持構造部及び緊結金物の防錆仕様は、前項「建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物」と同一とする。 c.屋上から突出する煙突の高さは、鉄製の補強がない場合は900mm以下とする。また、室内の煙突部分の鉄筋のかぶり厚さは50mm以上とする。 d.建築物に設ける給水、排水その他の配管設備(給湯設備を除く)その他これらに類するものの支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、次による。なお、給湯設備とは、建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備で、屋上水櫃等のうち給湯設備に該当するもの以外とする。 1)風圧、土圧、水圧、地震その他の震動及び衝撃に対して、安全上支障のない構造とする。 2)風圧力及び地震力により建築物に生ずる層間変形に対しては追従でき、安全上支障のない構造とする。 3)建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設けるなど、有効な管の損傷防止のための措置を講ずる。 4)管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可とう継手を設けるなど、有効な損傷防止のための措置を講ずる。 5)管を支持又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いるなど、有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずる。 e.法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上水櫃等にあつては、平成12年建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものである。 f.給湯設備は、風圧、土圧、水圧、地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。満水時の質量が15kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、平成12年建設省告示第1388号第5(平成25年4月1日一部改正施行)に規定する構造方法による。																																																																																																																																																											
審工	高橋 央	一級建築士	日建設計	木更津市吾妻公園文化芸術施設 新築工事(機械設備)	(機) (通し番号 2) 1 - 2	A1:- A3:-	No. J-240623 -D																																																																																																																																																					
概工	杉原 浩二	一級建築士																																																																																																																																																										
監理	上田 智士	一級建築士																																																																																																																																																										
施工	齋藤 翔馬	一級建築士																																																																																																																																																										
	長谷川 蔵	設備設計一級建築士(法適合確認) 意見を聞いた建築設備士																																																																																																																																																										

工事名称

木更津市吾妻公園文化芸術施設新築工事（機械設備）

● 週休2日制（発注者指定方式）
・本工事は、週休2日促進工事である。
・受注者は、原則週休2日制で施工すること。
・工事の実施にあたっては、「木更津市営繕工事週休2日促進工事実施要領」に基づき行うこと。

○ 週休2日制（受注者希望方式）
・本工事を週休2日促進工事として実施することを希望する場合は、受注者は、現場着手前に発注者と協議すること。
・上記の協議により、週休2日促進工事とした場合、工事の実施にあたっては、「木更津市営繕工事週休2日促進工事実施要領」に基づき行うこと。

I. 工事概要

1. 工事概要
千葉県木更津市吾妻一丁目647番15の一部、647番17の一部、二丁目647番16の一部、647番32、647番34、647番35の一部、647番40の一部、647番43の一部

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）	備考
吾妻公園文化芸術施設	RC・SRC・S	B1/4/F1	4,182.68	8,359.27	

3. 工事種目（●印の付いたものを適用する。）

建物別及び屋外工事種目	工事種別											
● 空気調和設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	● 一式	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 換気設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 排熱設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 自動制御設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 衛生器具設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 給水設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 排水設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 給湯設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 厨房設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ ガス設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 排水処理設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 雨水利用設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 撤去工事	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

4. 指定部分

● 無

○ 有対象部分（指定部分工期 令和 年 月 日）

5. 設備概要（●印の付いたものを適用する。）

方式及び種別	設備概要
● 空調方式	● 全熱交換器付直廊コイル形外気処理空調機、直廊コイル形空調機、パッケージエアコン（マルチ型含む）
● 主要熱源機器	● 空冷ヒートポンプモジュールチー
● 自動制御方式	● 電気式 ○ 電子式 ● デジタル式
● 給水方式	○ 高層タンク方式 ○ ポンプ直送方式 ● 水道直結方式
● 排水方式	● 建物内の汚水と排水水（ ● 合流式 ○ 分流式 ） ポンプ排水 ● 有（ ● 汚物 ● 雑排水 ● 湧水 ） ○ 無 建物外放流先 ○ 1 汚水 ● 直放流下水管 ○ ○ 2 雑排水 ● 直放流下水管
● 消火設備の種類	● 屋内消火栓設備 ○ スプリンクラー設備 ○ 泡消火設備 ○ 連結放水設備 ○ 連結送水管 ○ 不活性ガス消火設備（ ○ ）

II. 工事仕様

1. 共通仕様
(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、「機3-1特記仕様書(1) 1.1.1 適用」に記載の図書の優先順位にて相互に補充すること。本特記仕様書において適用する仕様書及び標準図は次の通りとする。
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和 7 年版）（以下「標準仕様書」という。）
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和 7 年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和 7 年版）（以下「標準図」という。）
(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は（ / ）図、建築工事の特記仕様書は（ / ）図による。
※ 設計変更については、契約約款第 18 条から第 20 条、第 22 条から第 25 条及び公共建築工事標準仕様書（建築工事編）第 1 章 1.1.8 から 1.1.10 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、建築工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン（令和 4 年 4 月（木更津市）（改正））によることとする。

2. 提出様式
本工事で用いる提出書類の様式は、「木更津市建設工事適正化指導要領」及び「木更津市営繕課提出書類一覧」によるほか、監督職員の指示による。

3. 特記仕様書、項目及び特記事項共に、●印の付いたものを適用し、○印のものとは適用しない。

章項目

特記事項

● 機材の品質等

(1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等以上のものとする。
ただし、同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける。
(2) 別表一～1 に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
①品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
②生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
③安定的な供給が可能であること。
④法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものにあつては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。

● 環境への配慮

(1) 国等による環境物品等の調達に関する法律に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和3年2月）」による。
(2) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材（材料および機材を含む）の廃棄及びリサイクル」）に留意すること。
(3) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、塗紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
②接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-n-エチルベンキル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないが、発生が極めて少ない材料を使用しているものとする。
(4) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは、次の①又は②に該当する材料を指し、両区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
①建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④建築基準法施行令第 20 条の 7 第 3 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

章項目

特記事項

● 室内空気中の化学物質の濃度測定

室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン（用途が学校の場合は、パラジクロロベンゼンを含む）の濃度を測定し、監督職員に報告すること。
測定はパッシブ型採集機を用いる。
測定時期 ● 工事着手前 ● 施工終了時
測定対象 ● 図示 ● 建築工事の測定に協力すること
測定箇所数 ● 図示 ● 建築工事の測定に協力すること

● 電気保安技術者

本工事現場に置く電気保安技術者は、各施設の保安規定に定める工事管理者（木更津市）の任命する監督職員の職務を補佐し、電気工作業の保安業務を行うものとする。
原則として、新築または増設後に係る建築物が3,000㎡を超える建築物内、適用標準作業の各種施工費が1,000万円以上の大規模工事に適応。
● 配管施工（配管工事） ● 建築板金施工（ダクト製作及び取付け）
● 熱絶縁施工（保温工事） ● 冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付け）

● 技能士の適用

● 監督職員事務所

● 工事用電力・水・その他

● 工事用仮設備

● 足場その他

○ 建設副産物の処理等

1 共通事項
1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に各々各 1 部提出すること。
また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。
◎作成対象工事
「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額額 100 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生、搬出の有無にかかわらず作成する。
2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の承認を受け、同申請書を 1 部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。
建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調査書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。
3) 建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票の写しを提示すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2 建設発生土
1) 指定(A)（工事間利用）の場合
本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。
ア 搬出先（相手先工事名、場所等） 工事 市 町地先
イ 土質及び処理量 第 種建設発生土 m3
ウ 搬出時期 年 月 ～ 年 月
なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。
建設発生土（ m3）は、 地先に搬出するものとする。
なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。
3) 指定(B) の場合
建設発生土（ m3）は、片道運搬距離 km に搬出するものとする。

3 路盤廃材
本工事により発生する路盤廃材（ t）は 市 町地先、片道運搬距離 km のに運搬し、処理するものとする。

4 建設廃棄物
本工事により発生する
1) アスコン塊（ t）は 市 町地先、片道運搬距離 km のに運搬し、処理するものとする。
2) コンクリート塊（ t）は 市 町地先、片道運搬距離 km のに運搬し、処理するものとする。
3) 建設発生土材（ t）は 市 町地先、片道運搬距離 km のに運搬し、処理するものとする。
(※ 中間処理場 ・ 最終処分場）
4) 建設汚泥（ t）は 市 町地先、片道運搬距離 km のに運搬し、処理するものとする。
(※ 中間処理場 ・ 最終処分場）
5) ガラスくず及び陶磁くず（ m3）は 市 町地先、片道運搬距離 km のに運搬し、処理するものとする。
(※ 中間処理場 ・ 最終処分場）
6) 金属くず（ m3）は 市 町地先、片道運搬距離 km のに運搬し、処理するものとする。
(※ 中間処理場 ・ 最終処分場）
7) 廃プラスチック（ m3）は 市 町地先、片道運搬距離 km のに運搬し、処理するものとする。
(※ 中間処理場 ・ 最終処分場）
8) 混合廃棄物（ m3）は 市 町地先、片道運搬距離 km のに運搬し、処理するものとする。
(※ 中間処理場 ・ 最終処分場）
なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。
工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
有価物、スクラップ処分は、許可（金属くず商許可、古物商許可など）がある処分先とする。
処分する前に処分先、許可証の写しを監督員に提出すること。また、処分後、処分数量が分かる書類の写し（計量票など）を提出すること。

5 再生処理土
1) 指定(A)（工事間利用）の場合
本工事により再生処理した処理土のうち、下記に示す処理土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。
ア 搬出先（相手先工事名、場所等） 工事 市 町地先
イ 土質及び処理量 第 種建設発生土 m3
ウ 搬出時期 年 月 ～ 年 月
なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。また、建設汚泥の再生利用に当たっては、平成 18 年 6 月 12 日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき、適正に処理すること。

留意事項
1 利用先の確保
建設発生土情報交換システム(JACIC)を活用して、建設発生土と同様、積極的に工事間利用により利用先の確保に努める。
2 中間処理施設の選定
中間処理施設の選定に当たっては、利用先の品質要件にあり発生処理土を確保するため、他の現土と混ぜないよういかに再生処理できるかが大きな要素となる。このため、経済性を含めて、総合的に判断する必要がある。
また、リサイクル原則ルールに基づき、建設副産物情報交換システム(COBRIS:JACICシステム)の登録処理業者を活用して、50km範囲で検索する。
3 品質・安全性の確保
処理土の品質・安全性を確認するため、土質試験、土壌分析試験などを行う。
4 一時保管
利用先との工程調整のため一時保管する場合には廃棄物処理法等の手続きが必要となるので注意する。

章項目

特記事項

● 建設発生土の処理

○ 埋め戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。
○ 埋め戻し土・盛土 ○ 山砂の類
○ 引渡しを要するもの

○ 下表による

名称	仕様等	備考

国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領（令和 5 年版）」による。
デジタル工事写真の小草板情報電子化は、受注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小草板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信頼性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。
本工事でデジタル工事写真の小草板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承認を得たうえでデジタル工事写真の小草板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。
対象工事では、以下の（1）から（4）の全てを実施することとする。
(1) 対象機器の導入
受注者は、デジタル工事写真の小草板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降「使用機器」と称する）については、営繕工事写真撮影要領2.(3)に示す項目の電子的記入ができること、かつ信頼性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信頼性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における顔認証のために参照すべき暗号化のリスト（ORPPIREQ暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。
なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/GIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小草板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。
(2) デジタル工事写真における小草板情報の電子的記入
受注者は、（1）の使用機器を用いてデジタル工事写真撮影する場合は、被写体と小草板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小草板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事撮影要領 2.（3）撮影方法）による。
ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工事については、使用機器の利用を限定するものではない。
(3) 小草板情報の電子的記入の取扱い
本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、（2）に示す小草板情報の電子的記入については、同要領 4. で規定されている写真編集には該当しない。
(4) 小草板情報の電子的記入を行った写真の電子的記入を行った写真（以下、「小草板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL（http://www.cals.jacic.or.jp/GIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信頼性チェックツール）又はチェックシステム（信頼性チェックツール）を接続した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小草板情報電子化写真の信頼性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信頼性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

● 設計図CADデータ

● 設計図CADデータ ● 貸与する ○ 貸与しない
貸与する設計図CADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。

● 完成時の提出図書等

工事完成時の提出図書等は以下のものとする。

提出図書等	仕様	部数
● 完成図面	● 図面（検査用） ● 図面（A1版）見開き製本 ● 図面（A3版）見開き製本	● A3版 ● 1 部 ● A2版 ● 2 部 ● A4版 ● 2 部
● 工事関係図書	● 本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの ● 工事写真（検査用） ● 工事写真（用紙約 15mm 以上の写真用高画質紙 ※ 契約検査時の検査後提出	● 1 部 ● 1 部 ● 1 部
● 完成写真	● キヤピネリ ● 2 箇所 ● JPG等の画像データ ● 管理者より	● 1 部 ○ 部
● 保安に関する資料	—	● 2 部 ○ 部
● 電子成果品	● CD-RまたはDVD-R ※保存する工事書類、データ形式などは工事監督員と協議	● 1 部 ○ 部

● 運転操作説明板

● 機材の承認図

● 総合調整

● 数量等の表示

● 耐震措置

章項目

特記事項

● 適用区分

● 配管

● 絶縁継手

● 地中埋設機等

● 保温

● 塗装、仕上げ

● はつり

● 電線類

● 天井仕上区分

● 吊り及び支持金物

○ 施工調査

○ 試験

○ 既存躯体への穿孔

○ 他工事との取合い

● 環境対策

● 工事現場管理

● 適積載による違法運行の防止

● 安全対策

● 保険

● 施設点検

● 工事実績情報の登録

● 創意工夫等の実施

● 官公署その他への届出手続等

● 施工図等の取扱

● 中間検査

○ 案件明示項目

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
● 風圧力 風速（V₀）38 m/s
● 地表粗糙度区分 ○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ
○積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表（ ）
(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。
● 呼び径 60 S u 以下（ SAS 3 2 2 を満足した継手。 ）
○ 呼び径 75 S u 以上（ ）
(2) 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）による。
●（ a ） ●（ b ） ●（ c ）
(3) 溶接部の非破壊検査 ● 不要 ○ 要（ ）
「機器と配管接続部」取り付け箇所は図示による。
(1) 地中埋設機 ● 要（図示による。） ○ 不要
(2) 埋設表示用テープ ● 要（排水管を除く） ○ 不要
● 別表一 2 保温工事仕様による。
● 屋外露出部（ ○ 下記の機器類 ○ 給水管 ● 消火管 ○ 膨脹管 ○ ドレン管（配管類には弁類を含む））は ● 防凍保温 ○ 凍結防止ヒーター）を行う。
（対象機器）
防凍保温は、厚さを配管の呼び径 25 以下は 50mm、呼び径 32 以上は 40mm とし、保温を施す。
凍結防止ヒーターは、自己サーモ式とし、保温を施すものとする。
● 凍結防止ヒーターの保温は、断熱仕様（ ）を適用する。
● 多湿箇所は下記の場所とする。（天井内共多湿箇所とする。）
（ ● シャワー室 ● 脱衣室 ● ビット空間 ○ ）
● 屋内露出（ ○ 実験室 ● 直天エリア ）の保温外装は（ ● TRS 73703 ○ ）とする。
直天エリアは意 11-1-3 天井伏図の下記 1 例箇所とする。
・ RC-B、RC-C ・ RC-Q-吸音材-1 ・ RC-B-吸音材-6A
・ GB-F t15×3×F4-GB-R ・ ルーバー1又は2
● 合成樹脂製カバーは（ ○ 1 シートタイプ ● 2 ジャケットタイプ ）とする。
露出機材の塗装仕上げは下記による。
○ 屋外 ○ ドレン管（ ○ 指定色塗装 ○ 屋外露出仕様 ）
○ 金属電線管（ ○ 溶接部鉛メッキ仕上（付着量 300g/㎡以上） ○ 指定色塗装 ）
● 屋内 ● 制気口・排煙口・ガラリ・ベンドキャップ、消火栓箱（ ● 指定色塗装 ○ ）
既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターを用いる。
電線及びケーブルの規格は標準仕様書第 4 編 1.5.1 表 4.1.11 による。
● 天井仕上区分
直天井の範囲は意 11-1-3 天井伏図の下記 1 例箇所とし、その他は二重天井を示す。
・ RC-B、RC-C ・ RC-Q-吸音材-1 ・ RC-B-吸音材-6A
・ GB-F t15×3×F4-GB-R ・ ルーバー1又は2
（ ● 槽内 ● ビット内 ）の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製（SUS304）とする。
○ 下記によるほか、改修標準仕様書第 1 編 1.5.1 及び 1.5.2 による。
調査項目 ○
調査範囲 ○ 図示 ○
調査方法 ○ 図示 ○
○ はつり及び穿孔作業を行う場合、事前に走査型設備調査を行い報告すること。
○ 石砕含有率調査 ○
既設配管を含む部分の試験 ● 要（方法及び圧力： ） ○ 不要
穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。
別表一 3 工事区分表による。
建設機材は、排ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。
受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。
(1) 不法・違反無届届出（不法パーソナル輸給）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。
(1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込まないこと。
(2) 土砂を積み込まないこと。
(3) 過積載車輛、さし枠装車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
(4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
(5) 建設発生土の処理及び骨材の引渡に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
(6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目指す「工事関係者連絡会議」を設置すること。
また、発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。
本工事については、工事目的及び工費材料を示すに示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。
(1) 被保険者 発注者、受注者及びその全下請人員
(2) 保険金額 請負金全額
(3) 保険期間 工事着手のときから工事引渡しまでの期間＋14 日間
なお、保険契約を締結したときは、その証書又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。
本工事完成（「工事目的物の引渡し」を行った日）後、1 年目及び 2 年目に関係者（営繕課、工事監理事務所、施設管理者、受注者）による施設点検（不具合の有無を確認し、その処理について協議）を行うので、当該からの依頼により、施設点検に立会い協力するものとする。
本工事の最終請負代金（消費税込）が、500 万円以上となる場合には、工事実績情報システム（CORINS）に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。
(1) 工事受注時 契約締結後 10 日以内
(2) 登録内容の変更時 契約期間の満了日から 10 日以内
(3) 工事完成時 工事完成後 10 日以内
受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時点で任意の形式により提出することができる。
工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署などへの必要な手続等は受注者が代行し、遅滞なく行う。
施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
通常工事時
中間検査を実施する（ 回数 1 回、実施時期：契約検査後との協議による ）
中間検査の範囲（ 契約検査後との協議による ）
○ 施工可能期間 月 日～ 月 日（期間中行事等により、短期の施工不能日あり）
○ 改修工事の部分使用 月 日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。（ ）
部分使用箇所（ ）

高橋 央 一級建築士
杉原 浩二 一級建築士
上田 智士 一級建築士
廣瀬 翔馬 一級建築士
長谷川 蔵 設備設計一級建築士（法適合確認）
坂本 真史 意見を聞いた建築設備士

日建設計

2026.06.30

木更津市吾妻公園文化芸術施設
新築工事（機械設備）

（通し番号 3）
2 - 1

機械設備特記仕様書（1）（木更津市） A1:-
A3:- No. -

着工

竣工

監理

施工

章 項 目		特 記 事 項		章 項 目		特 記 事 項		章 項 目		特 記 事 項		章 項 目		特 記 事 項																																			
● 空 気 調 和 設 備	● 設計用温湿度	● 下表による。 ○ () の温度条件による。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">外 気</th><th colspan="6">屋 内 (調 整 目 標)</th></tr><tr><th colspan="2">一般系統</th><th colspan="4">ホワイエ、廊下等</th></tr><tr><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th></tr><tr><td>夏 期</td><td>34.8℃</td><td>59.4%</td><td>26.0℃</td><td>50.0%</td><td>28.0℃</td><td>-%</td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>冬 期</td><td>2.2℃</td><td>44.8%</td><td>22.0℃</td><td>40.0%</td><td>20.0℃</td><td>-%</td><td>℃</td><td>%</td></tr></table>		外 気		屋 内 (調 整 目 標)						一般系統		ホワイエ、廊下等				温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏 期	34.8℃	59.4%	26.0℃	50.0%	28.0℃	-%	℃	%	冬 期	2.2℃	44.8%	22.0℃	40.0%	20.0℃	-%	℃	%	● 配 管 材 料	(1) 一般配管 ● 機3-4図による (2) 地中埋設配管 ● 機3-4図による (3) 水道直結配管 ● 引き込みは水道事業者の指定により、量水器以降の地中配管は、 (● 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 SGP-VD) とし、他の部分は(1)による。 ○ 台所流し用の水栓は泡沫式とする。 ● 水栓栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。 (● ただし、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。) ● 親メーター (貨与品) (● 直読式 ○ バルス式) ○ 子メーター (買取り) (● 直読式 ○ バルス式) ● 水道事業者指定品 (○ 貨与品 ● 買取り) ○ 標準図 MC 形 図示の位置に取付ける。 JIS 又は JV ● 水道直結部分 (● 10K ○) ● その他の部分 (● 5K ○) ● ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。 ● 管の上端より原則として、一般敷地は (30 cm) 構内道路は (60 cm) 以上とする。 ○ 合成樹脂製 ○ アルミニウム合金製 ○ 人造石とぎ出し製 ○ ステンレス製 標準図 (建物導入部の変位吸収配管要領) の (● (a) ○ (b) ○ (c)) による。 ● 要 (● 別途工事 ○ 本工事) ○ 不要		○ 撤 去 内 容 ○ 保 温 材 ○ 支持金物等 ○ 発生材の処理 ○ 冷媒 (フロン類) の回収	○ 図示による。 ○ 保温材は、配管・ダクト等より分離する。 ダクト及び配管等の支持金物及び吊り金物は本工事にて撤去する。 撤去方法 ○ 図示による ○ ○ 金属類 (○ 機器類 ○ ダクト ○ 配管 ○ その他金属類) の処理は (○ 構外搬出適切処理 ○) とする。 ○ 特別管理産業廃棄物 (○) (○) の処理は (○ 構外搬出適切処理 ○ 別途) とする。 ○ 石綿含有産業廃棄物 (○ 配管用成形保温材 ○ フランジ用ガスケット) の処理は (○ 構外搬出適切処理 ○ 別途) とする。 ○ 上記以外のもの (○) (○) の処理は (○ 構外搬出適切処理 ○ 別途) とする。 ○ 建設リサイクル法における再資源化等を行なう特定建設資材の構外搬出処理を本工事とする。 ○ 本工事 ○ 別途 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2：4、3により、次の書類を 監督職員に提出する。 ○ フロン回収工程管理表の写し ○ 特定家庭用機器廃棄物管理票 (家電リサイクル券) の写し	
	外 気		屋 内 (調 整 目 標)																																														
			一般系統		ホワイエ、廊下等																																												
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																									
	夏 期	34.8℃	59.4%	26.0℃	50.0%	28.0℃	-%	℃	%																																								
	冬 期	2.2℃	44.8%	22.0℃	40.0%	20.0℃	-%	℃	%																																								
	○ 鋼 板 製 煙 道			● 水 栓			○ その 他																																										
	● ダ ク ト	● 低圧ダクト (● コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) ● アングルフランジ工法 ● スパイラルダクト) とする。 ● 高圧1ダクトの適用範囲は機外静圧が500Paを超える送風機に接続されるダクトとする。 ○ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。		● 量 水 器 ● 量 水 器 樹 ● 絶縁継手 ● 弁 類 ● 管の地中埋設深さ ○ 水 栓 柱 ● 建物導入部配管 ● 引込納付金等																																													
	● 風 量 測 定 口 ● チ ャ ン パ ー	(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるサブライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼りした チャンバーには点検口を設け、点検口の大きさは図示による。 (3) ガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。		● 配 管 材 料	(1) 屋 内 汚 水 管 ● 機3-4図による ○ ● 機3-4図による ○ ● 機3-4図による ○ ● 機3-4図による ○ (2) 屋 外 第一樹まで ● 機3-4図による 樹 間 ○ ● 機3-4図による ○																																												
	● ダ ン パ ー	(1) 防煙ダンパー 復帰方式 (● 遠隔 ○) 定格入力値はDC24V、0.7A以下とする。 (2) ピストンダンパー 復帰方式 (○ 遠隔 ○)		● 排水試験継手 ● インバート樹 ・ため樹 ● 放流納付金等																																													
● 配 管 材 料	(1) 冷温水管 ● 機3-4図による (2) 冷却水管 ○ (3) 油 管 ○ (4) 蒸 気 管 給気管 ○ 還 管 ○ (5) 高温水管 ○ (6) 膨張管、空気抜き管及び 膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ○ (7) ドレン管 ● 機3-4図による (8) 冷媒管 ● 機3-4図による		● 配 管 材 料	● 機3-4図による JIS 又は JV (○ 5K ● 10K) ● 65A以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。 ● 鋼管用伸縮継手の種類は図示による。 ● ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ ファンコイルユニットと冷温水管の接続部 (注・還) には、ボール弁を取付ける。 ○ ファンコイルユニットには、 ○ 流量調整弁 ○ 定流量弁 を設置する。		○ 上ガス対策																																											
● 弁 類	JIS 又は JV (○ 5K ● 10K) ● 65A以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。 ● 鋼管用伸縮継手の種類は図示による。 ● ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ ファンコイルユニットと冷温水管の接続部 (注・還) には、ボール弁を取付ける。 ○ ファンコイルユニットには、 ○ 流量調整弁 ○ 定流量弁 を設置する。		● 給 湯 設 備	(1) 屋 内 汚 水 管 ● 機3-4図による ○ ● 機3-4図による ○ ● 機3-4図による ○ ● 機3-4図による ○ (2) 屋 外 第一樹まで ● 機3-4図による 樹 間 ○ ● 機3-4図による ○																																													
● 温 度 計 ● 圧 力 計 ● 瞬間流量計	取得け箇所は図示による。 取得け箇所は図示による。 なお、瞬間流量計 (● 固定型 ○ 着脱型) はビトー管方式とし、止水コック付とする。		● 給 湯 設 備	洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等の床土露出部分の配管は、ビニル管 (RP-VP) でもよい。 ● 標準仕様書第2編 2.4.8(f)による。 ○ 図示の箇所に取り付ける。 ● フラスチック樹 (● 標準図による。 ○) ● コンクリート樹 (○ 標準図による。 ● 本図面の施工要領図による。 ○) ○ ● 要 (● 別途工事 ○ 本工事) ○ 不要																																													
○ 油面制御装置	制御室には、(○ 給油ポンプ制御 ○ 満油警報 ○ 遠隔警報 ○ 漏えい検知警報 ○ 返油ポンプ制御 ○ 減油警報 ○) の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御室間の配管・配線は製造者の標準仕様とする。		○ 保 温 設 備	湯沸器の給排水配管 (二重管) の隠へい箇所は保温を行う。なお、保温の種類は標準仕様書第2編 3.1.5表 2.3.5のh・(イ)・Ⅹとする。																																													
● 絶縁継手 ● 保 温 及 び 消 音 内 貼 り	図示の位置に取付ける。 ● 送りダクトの保温 範囲は (● 機3-4図による ○) ● 外気ダクトの保温 範囲は (● 機3-4図による ○) ● 膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編 3.1.4 の温水管の項による。 ● 建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編 3.1.4 温水管の項による。(エア抜き弁以降の 配管は、除く) ● 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5 の排水管の項による。 ● 冷媒管の保温外装は別表一2による。		● 消 火 設 備	(1) 屋内消火栓 一 般 ● 機3-4図による 地 中 ○ (2) 連結送水管 一 般 ○ 地 中 ○ (3) ○ ○ ○ ● 易操作性1号消火栓 ○ 1号消火栓 ○ 2号消火栓 ● 10k 屋外露出配管は標準仕様書第2編 3.1.5 e2・(ハ)・Ⅶによる保温を行う。 標準図 (建物導入部の変位吸収配管要領) (○ (a) ○ (b) ○ (c)) による。 別図による。 別図による。																																													
● ダ ク ト	● 低圧ダクト (● コーナーボルト工法 (長辺の長さが 1500 mm以下の部分) ● アングルフランジ工法 ● スパイラルダクト) とする。 ● 高圧1ダクトの適用範囲は図示による。 ● ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。 ● 厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、機3-6図による。		○ 配 管 材 料	○ ドライシステム ○ 図示による。 図示による。																																													
● 風 量 測 定 口 ● ダ ン パ ー ● 排気ダクトのシール	取得箇所は図示による。 空気調和設備の当該項目による。 ● 浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統 ○ 厨房系統 ○ 高圧2ダクトのシール 長方形ダクト ○ N+Aシール ○ Bシール 円形ダクト ○ A、Bシール ○ Cシール		○ ガ ス 種 別	○ 都市ガス (供給者名： 発熱量 MJ/m3 (N)) ○ 液化石油ガス ○ 都市ガス ガス事業者の供給規定による。 ○ 液化石油ガス (1) 一 般 ○ (2) 地 中 ○																																													
● チ ャ ン パ ー ● 保 温 設 備	空気調和設備の当該項目による。 ● 全熱交換ユニット用の外気ダクト (○ 保温の厚さ25mm、範囲は図示による。 ● 機3-5図による。) 多湿箇所のダクトの保温要 (○ 保温の厚さ25mm、範囲は図示による。) ● 機3-5図による。 ○ (○ 厨房 ○ 湯沸室 ○) の隠へいダクト (仕様はh・(イ)・Ⅹ) とし、範囲は図示による。		○ 充 て ん 容 器 ○ 集 合 装 置 ○ 転 倒 防 止 等 ○ メ ー タ ー ○ ガス漏れ警報器 ○ 漏洩検知装置 ○ 電 気 防 食 ○ 引込負担金等 ○ バルク貯槽	別途 (○ 50kg ○) × 本 ○ 標準図 (液化石油ガス容器廻り配管要領) による 本組。 ○ 標準図 (液化石油ガス容器転倒防止施工要領) (○ (a) ○ (b)) による。 ○ 親メーター (貨与品) (○ 直読式 ○ バルス式 (バルス発信器は ○ 買取り)) ○ 子メーター (買取り) (○ 直読式 ○ バルス式) ○ 本工事 (図示による) ○ 別途工事 外部警報端子 (○ 無 ○ 有) ○ 要 ○ 不要 ○ 要 ○ 不要 ○ 要 (○ 別途工事 ○ 本工事) ○ 不要 ○ 横型 ○ 堅型 (液化石油ガス貯蔵能力 kg)																																													
● ダ ク ト ● 排煙口の形式 ● 排煙口手動開放装置 (開放及び復帰方式) ● 排煙風量測定	● 垂鉛鉄板 ○ 普通鋼板 (厚1.6mm) ● 図示による。 ○ ワイヤー式 ● 電気式 (遠隔操作 ● 要 ○ 不要) 建築設備定期検査業務基準書平成28年度版 (一財) 日本建築設備・昇降機センター) の排煙風量の検査 方法に準ずる。		○ 仕 様 等 ○ 設 備 方 式	別図による。 ○ 排水再利用 ○ 浄化槽 ○ 厨房除害																																													
● 中央監視制御装置 ● システム構成・機能 ● 電気計装用配線	● 有り (● 新設 ○ 既設) ○ 無し 図示による。 使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線又はEMケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。 天井内隠へいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。		○ 雨 水 利 用 設 備	別図による。																																													
● 自動洗浄装置 及びその組み込み 小便器 ● 洗 面 器 ○ 標 記 板 ● 自動水栓の 電源供給方式 ● 衛生器具ユニット ● 洋風便器 ○ 浴室ユニット	洗浄水量は4 L/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。 ● 個別感知フラッシュ方式 (一体型) 制御盤 (○ 要 ● 不要) 手洗器は止水栓付とする。 ○ 要 材質 (○) (○ 大便器 ○ 小便器) ○ 不要 ● A C電源 ○ 自己発電 ○ ユニットの配管材料は、図示による。 タンク式は6. 5 L/回以下とする。 仕様は別図による。																																																

施工	・	・	・			高橋 央 一級建築士 杉原 浩二 一級建築士 上田 智士 一級建築士 齋藤 翔馬 一級建築士 長谷川 蔵 設備設計一級建築士(法適合確認) 坂本 真史 意見を聞いた建築設備士	日建設計	木更津市吾妻公園文化芸術施設 新築工事(機械設備)	A1:- A3:-	No. J-240623-D	(通し番号 4) 2 - 2
竣工	・	・	・								
監理	・	・	・								
	・	・	・								
施工	・	・	・								

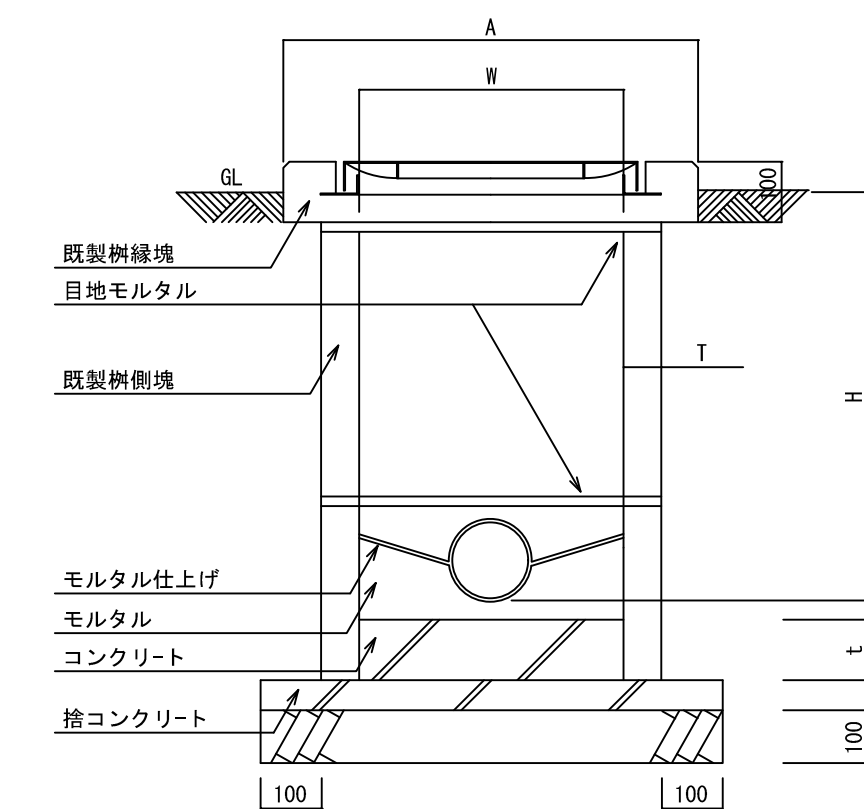
別表-2 保温工事仕様		* 適用する保温区分		(●印の付いたものを選択し、○印のものは適用しない。)		保 温 仕 様		外装材	
区 分	項 目	施 工 箇 所	GW	RW	PSF			が+	SUS AL
給排水衛生設備配管	給水管	給水管	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	排水管	排水管・通気管	●	○	○	●	＋合成樹脂被覆カバー	—	—
	給湯管	給湯管	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	配水管	配水管	●	○	○	●	＋原紙＋アルミガラスクロス	—	—
	排水管	排水管・通気管	●	○	○	●	アルミガラスクロス化絶保温温	—	—
	給湯管	給湯管	●	○	○	●	＋アルミガラスクロス粘着テープ	—	—
	通気管	排水管・通気管	●	○	○	●	アルミガラスクロス化絶保温温	—	—
	配水管	天井内、パイプシャフト内、 空間壁中	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム＋外装材	○	●
	暗渠内は除く。 (排水管の分岐点 より100mm以下 の部分)	給水管・消火管	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	○	●
	消火管	給水管	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム＋外装材	○	●
給湯管 (屋外露出部分 のみ)	給湯管	給湯管	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	給湯管 (70℃以下)	給湯管 (70℃以下)	●	○	○	●	＋着色アルミガラスクロス	—	—
	給湯管 (70℃以上)	給湯管 (70℃以上)	●	○	○	●	32A未満：30mm以上、32A以上：40mm以上	—	—
	給湯管 (膨張管含む)	給湯管 (膨張管含む)	●	○	○	●	80A以下：20mm、100A以上：25mm	—	—
	給排水衛生設備機器	銅製タンク	●	○	○	●	鉄 (PSFの場合合着又は接着剤)	○	—
	排気筒	排気筒	●	○	○	●	＋保温板 (厚さ25mm)	—	—
	貯湯タンク	貯湯タンク	●	○	○	●	＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	—	—
	貯湯タンク	貯湯タンク	●	○	○	●	鉄＋保温板 (厚さ25mm)＋鉄線＋外装材	—	—
	排気筒	排気筒	●	○	○	●	保温温 (厚さ50mm)＋鉄線 ＋アルミガラスクロス＋金網	—	—
	空気調和設備配管	温水管	温水管	●	○	○	●	保温温＋鉄線＋合成樹脂被覆カバー	—
蒸気管		蒸気管	●	○	○	●	保温温＋鉄線＋原紙	—	—
温水管		温水管	●	○	○	●	＋アルミガラスクロス	—	—
蒸気管		蒸気管	●	○	○	●	アルミガラスクロス化絶保温温	—	—
蒸気管		蒸気管	●	○	○	●	＋アルミガラスクロス粘着テープ	—	—
温水管 (70℃以下)		温水管 (70℃以下)	●	○	○	●	● 保温温＋鉄線	○	●
蒸気管		蒸気管	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム＋外装材	○	○
温水管 (70℃以上)		温水管 (70℃以上)	●	○	○	●	● 保温温＋鉄線＋ポリエチレンフィルム ＋着色アルミガラスクロス	—	—
蒸気管		蒸気管	●	○	○	●	25A以下：20mm、32A～50A：30mm、65A以上：40mm	—	—
保温厚		グラスウール保温温 (GW) ロックウール保温温 (RW)	●	○	○	●	80A以下：20mm、100A～150A：25mm、200A以上：40mm	—	—
冷水管 (膨張管含む)	冷水管	冷水管	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	冷水管	冷水管	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
	冷媒管	冷媒管	●	○	○	●	＋合成樹脂被覆カバー	—	—
	フライング管	フライング管	●	○	○	●	保温温＋鉄線＋ポリエチレンフィルム	—	—
	冷水管	冷水管	●	○	○	●	＋原紙＋アルミガラスクロス	—	—
	冷媒管	冷媒管	●	○	○	●	保温温＋粘着テープ	—	—
	フライング管	フライング管	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
	冷水管 (水温度2～4℃)	冷水管	●	○	○	●	＋アルミガラスクロス	—	—
	冷水管	冷水管	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	冷水管	冷水管	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
冷媒管 (膨張管含む)	冷媒管	冷媒管	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	冷媒管	冷媒管	●	○	○	●	＋アルミガラスクロス	—	—
	冷媒管	冷媒管	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	冷媒管	冷媒管	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム＋外装材	—	—
	冷媒管	冷媒管	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	冷媒管	冷媒管	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
	冷媒管	冷媒管	●	○	○	●	＋着色アルミガラスクロス	—	—
	冷媒管	冷媒管	●	○	○	●	25A以下：20mm、32A～200A：40mm、250A以上：50mm	—	—
	冷媒管	冷媒管	●	○	○	●	25A以下：30mm、32A～200A：40mm、250A以上：50mm	—	—
	冷媒管	冷媒管	●	○	○	●	25A以下：40mm、25A～80A：50mm、100A以上：65mm	—	—
ガス配管	ガス配管	ガス配管	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	ガス配管	ガス配管	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
	ガス配管	ガス配管	●	○	○	●	＋合成樹脂被覆カバー	—	—
	ガス配管	ガス配管	●	○	○	●	保温温＋鉄線＋ポリエチレンフィルム	—	—
	ガス配管	ガス配管	●	○	○	●	＋原紙＋アルミガラスクロス	—	—
	ガス配管	ガス配管	●	○	○	●	保温温＋粘着テープ	—	—
	ガス配管	ガス配管	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
	ガス配管	ガス配管	●	○	○	●	＋アルミガラスクロス	—	—
	ガス配管	ガス配管	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	ガス配管	ガス配管	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
空気調和設備機器	冷水機	冷水機	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	冷水機	冷水機	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム＋外装材	—	—
	冷水機	冷水機	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	冷水機	冷水機	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
	冷水機	冷水機	●	○	○	●	＋着色アルミガラスクロス	—	—
	冷水機	冷水機	●	○	○	●	25A以下：20mm、32A～200A：40mm、250A以上：50mm	—	—
	冷水機	冷水機	●	○	○	●	25A以下：30mm、32A～200A：40mm、250A以上：50mm	—	—
	冷水機	冷水機	●	○	○	●	25A以下：40mm、25A～80A：50mm、100A以上：65mm	—	—
	冷水機	冷水機	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	冷水機	冷水機	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
空気調和設備ダクト	ダクト	ダクト	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	ダクト	ダクト	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
	ダクト	ダクト	●	○	○	●	＋合成樹脂被覆カバー	—	—
	ダクト	ダクト	●	○	○	●	保温温＋鉄線＋ポリエチレンフィルム	—	—
	ダクト	ダクト	●	○	○	●	＋原紙＋アルミガラスクロス	—	—
	ダクト	ダクト	●	○	○	●	保温温＋粘着テープ	—	—
	ダクト	ダクト	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
	ダクト	ダクト	●	○	○	●	＋アルミガラスクロス	—	—
	ダクト	ダクト	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	ダクト	ダクト	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
消音内張り	消音内張り	消音内張り	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	消音内張り	消音内張り	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
	消音内張り	消音内張り	●	○	○	●	＋合成樹脂被覆カバー	—	—
	消音内張り	消音内張り	●	○	○	●	保温温＋鉄線＋ポリエチレンフィルム	—	—
	消音内張り	消音内張り	●	○	○	●	＋原紙＋アルミガラスクロス	—	—
	消音内張り	消音内張り	●	○	○	●	保温温＋粘着テープ	—	—
	消音内張り	消音内張り	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
	消音内張り	消音内張り	●	○	○	●	＋アルミガラスクロス	—	—
	消音内張り	消音内張り	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	消音内張り	消音内張り	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
排煙ダクト	排煙ダクト	排煙ダクト	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	排煙ダクト	排煙ダクト	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
	排煙ダクト	排煙ダクト	●	○	○	●	＋合成樹脂被覆カバー	—	—
	排煙ダクト	排煙ダクト	●	○	○	●	保温温＋鉄線＋ポリエチレンフィルム	—	—
	排煙ダクト	排煙ダクト	●	○	○	●	＋原紙＋アルミガラスクロス	—	—
	排煙ダクト	排煙ダクト	●	○	○	●	保温温＋粘着テープ	—	—
	排煙ダクト	排煙ダクト	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
	排煙ダクト	排煙ダクト	●	○	○	●	＋アルミガラスクロス	—	—
	排煙ダクト	排煙ダクト	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	排煙ダクト	排煙ダクト	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
煙道	煙道	煙道	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	煙道	煙道	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
	煙道	煙道	●	○	○	●	＋合成樹脂被覆カバー	—	—
	煙道	煙道	●	○	○	●	保温温＋鉄線＋ポリエチレンフィルム	—	—
	煙道	煙道	●	○	○	●	＋原紙＋アルミガラスクロス	—	—
	煙道	煙道	●	○	○	●	保温温＋粘着テープ	—	—
	煙道	煙道	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
	煙道	煙道	●	○	○	●	＋アルミガラスクロス	—	—
	煙道	煙道	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	煙道	煙道	●	○	○	●	＋ポリエチレンフィルム	—	—
※ 凡例	保温材	GW：グラスウール保温材 RW：ロックウール保温材	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	外装材	が：カラー亜鉛鉄板 SUS：ステンレス鋼板	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	ダクト	長方形ダクト (全熱交換器用ダクトは、保温厚25mmとする)	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	スライダダクト	長方形ダクト (全熱交換器用ダクトは、保温厚25mmとする)	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	消音内張り	消音内張り	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	排煙ダクト	排煙ダクト	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	煙道	煙道	●	○	○	●	保温温＋鉄線 (PSFの場合合着テープ)	—	—
	※ 不燃材以外の配管が建築基準法施行令第12条第20項に規定する準耐火構造等の防火区画を貫通する場合貫通部より1m以上はロックウール保温材を使用すること。区画貫通処理は、旅行告、告示、認定工法を満すものとする。								
	※ 配管の保温は、継手及び弁類を含む。図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、標準仕様書による。								

別表－3

工 事 区 分 表

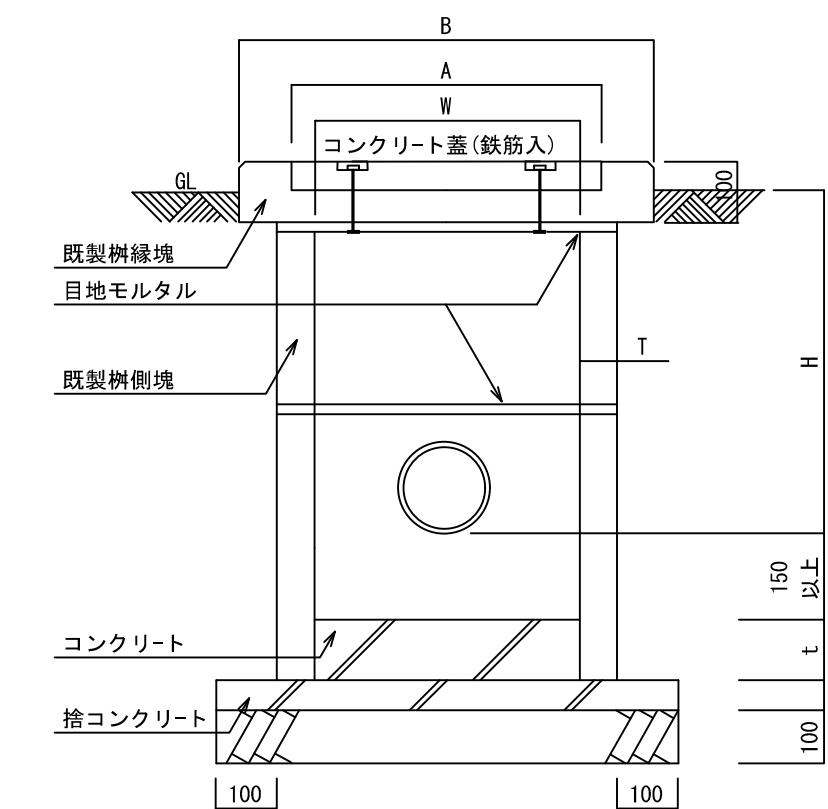
	工 事 内 容	施 工 区 分		
		建築	電気	機械
開口部	はり、床、壁貫通部	○	・	・
	鉄筋補強	・	○	○
	スリープ、型枠	○	・	○
	鉄筋補強	○	・	○
	スリープ、型枠	・	・	○
基礎	補強とも	○	・	・
	補強のない場合	・	○	○
	スリープ埋め、型枠穴埋め	○	○	○
	鉄骨、PC板等への穴開け、補強、スリープ入れ(工場加工)	○	○	○
	屋内 配電盤、制御盤、発電機、キュービクル	○	・	・
礎	受水槽、サービスタンク	・	○	○
	屋外 配電盤、制御盤、キュービクル	○	・	・
	受水槽、消火水槽	○	・	・
	屋上 テレビアンテナ、避雷針	○	・	・
	高架水槽、クーリングタワー、消火栓給排水槽	・	○	○
点検口	梁上、アンカーボルト	○	○	○
	床、天井、壁	・	・	・
	配線ビット、トレンデビット	○	・	・
		・	・	・
		・	・	・
配管	機械付属の制御盤（接地とも）	一次側	・	○
		二次側	○	○
	制御盤と動力盤の間（接地とも）	電源供給	・	○
		操作 配管	・	○
		回路 配線（ ）	・	○
線	天井吊り形FOU及び全熱交換形換気扇（接地とも）	電源供給	・	○
		操作 配管	・	○
		回路 配線（ ）	・	○
	煙感知器等に連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配管配線	・	○	・
	防油堤	○	・	・
線	インサート、吊りボルト	○	○	○
	外部取り付けガリ(ダクト、チャンパー接続用フランジを含む)	○	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
		・	・	・
線		・	・	・
		・	・	

インバート樹 施工要領図 S-1 ・ S-2



深さ 寸法	H=600以下 S-I	H=600超 S-2	1. 蓋は鋳鉄製防臭蓋とする。 (鎖付、汚水マーク入り)
W	450×450	600×600	2. 既製樹根側、縁端は、すべて鉄筋入りとする。
T	45	50	3. 既製樹根側、縁端は、ズレを防止する構造とする。
t	100	120	
A	700	850	

ため樹 施工要領図 R-1 ・ R-2



深さ	H=600以下	H=600超	
寸法	R-1	R-2	
W	450×450	600×600	1. コンクリート蓋は、既製樹用とし、入とする。
A	520×520	670×670	2. 既製樹側溝、縁端は、すべて鉄筋入とする。
B	650×650	800×800	
T	45	50	3. 鉄筋蓋を使用する場合は汚水樹に準ずる。
t	100	120	

[illegible]

名 称	記 号	実内径	受 枠	安全荷重	備 考
防臭中耐蓋	MHA-45	450 φ	560	1500kg以上	
防臭中耐蓋	MHA-60	600 φ	710	1500kg以上	
防臭重耐蓋	MHD-45	450 φ	560	5000kg以上	
防臭重耐蓋	MHD-60	600 φ	710	5000kg以上	

樹標準構成表

W	H	側 境			既製 緑縁
		150H	300H	600H	
450	250 ~ 400			1	1
450	400 ~ 550	1			1
450	560 ~ 700		1	1	1
450	710 ~ 850			1	1
600	530 ~ 680		1	1	
600	690 ~ 830		1	1	1
600	840 ~ 980				
600	990 ~ 1130	1		2	1
600	1140 ~ 1280			2	1
600	1290 ~ 1430	1	1	2	1

	1	特記仕様書		A1: - A3: -	
特記仕様書の適用					
		追補			
a.各特記事項の適用に関するルールは、次による。 1)○印の付いたものを適用する。 2)※印は、他の選択肢に○印の無い場合に適用する。ただし、※の内容が欄仕の内容を示すものである場合は欄仕として扱い、他の設計図書に異なる記載がある場合は、その記載を優先する。 3)●印は○印と同義とする。 4)○印と●印の両方が付いた場合は、両方とも適用する。 b.各章の章・節・項の番号は、公共建築協会編「民間(七会)連合協定工事請負契約約款に適合した「工事共通仕様書(電気設備工事編、機械設備工事編) 令和5年版」(以下、共仕といふ)及び国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編、機械設備工事編) 令和7年版」(以下、欄仕という)の当該番号に対応する。 c.章・節・項のタイトルの部分に示される注記の意味は、次による。なお、□はその章・節又は項の全体に対する注記を示し、〔 〕は、それを付された項目(号)のみに対する注記を示す。次に例示する。なお、〔付加M〕等のように、M又はPの文字を付された注記も、その意味はMやPを付していない注記と変わらない。 1)〔置換〕:共仕・欄仕の当該章・節・項の規定全体を特仕の当該規定と置換する。 2)〔b〕(2)置換〕:共仕・欄仕の(b)(2)号の規定を、特仕の当該規定と置換する。特仕本文で置換内容を示した場合は、〔置換〕とする場合がある。 3)〔付加〕:共仕・欄仕に特仕の当該規定を新規追加する(新設の章・節・項)。 4)〔付加〕:共仕・欄仕に特仕の当該規定を号単位で追加する。 ただし欄仕の当該号が明らかな場合は〔(c)付加〕のように表示することもある。 5)〔追補〕:共仕・欄仕にない当該規定を新規追加する(新設の章・節・項)。 d.特仕において、共仕又は欄仕等の項番号を引用する場合は、“共仕〔○、○、○〕”、“欄仕〔○、○、○〕”等と表記する。 e.共仕、欄仕及び特仕において、共仕又は欄仕の項番号等を引用している場合で、引用された共仕又は欄仕の規定に対して特仕で追加、読替え等を行っている場合は、それらも併せて適用する。 f.特記事項に示す(表・・)(図・・)の番号は、共仕又は欄仕の当該表又は図の番号を表す。 g.特仕「1章第5節」の化学物質の濃度測定特記内容や設備工事での特記内容が建築工事の特記「27章 シックハウス対応」の内容と相違がある場合は、建築工事の特記が優先する。 h.特仕の各項目に示す番号については項目の内容に応じて欄仕の番号に適宜読み替えること。					
第1編 一般共通事項					
第1章 一般事項					
第1節 総則					
	1.1.1	〔置換〕	a.共仕〔1.1.1(4)を、次に読み替える。 (4)契約図書類とその優先順位 (ア)〜(ケ)の「契約図書類」は、相互に補完する。ただし、契約図書類間に相違がある場合の適用の優先順位は、次の(ア)から(ケ)の順番のとおりとし、これによりがたい場合は、共仕〔1.1.1.1)による。 (イ)工事請負契約書 (ロ)質問回答書(ウ)から(ク)に対するもの、追加変更指示書 (カ)見積要項及び現場説明書 (コ)木更津市工事特記仕様書 (ク)設計図特記仕様書及び工事概要書 (ケ)設計図面(以下、特仕各所における「設計図」「設計図書」も同義とする。) (カ)国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版」の見積区分表 (ク)共仕(第1編 第1章を使用し、設備工事で第1編 第1章以外は欄仕を適用する。)		
	1.1.2	用語の定義	a.特仕及び欄仕において用いる用語の定義は、共仕〔1.1.2)に定める用語の定義のほか、次による。 〔付加〕1)「設計者」とは、この工事の設計図書等を作成し、発注者より工事施工段階における設計意図伝達業務、又は設計変更業務を委託された者をいう。 〔置換〕2)「設計図書等」とについては、共仕〔1.1.2(ウ)を次に読み替える。 (ウ)「設計図書等」とは、この工事のために必要な設計図面及び仕様書のうちこの契約に添付されたもの(以下「設計図書」という。)、見積要項書、現場説明書及びこれらに対する質問回答書(追加変更指示書を含む。))で、特仕〔1.1.1 a)の(ク)から(カ)までをいう。 ただし、構造計算書及び設備にかかる計算書その他各種計算書は含まない。 なお、2章以降の「設計図書」は、「設計図書等」と読み替える。 〔付加〕3)「説明用図書」とは、設計図書等の内容を説明するために監督職員が作成した図書をいう。 〔置換〕4)「監督職員の承認」とについては、共仕〔1.1.2(カ)を次に読み替える。また監督職員の承認の位置付けは、特仕〔1.1.15)による。 (カ)「監督職員の承認」とは、受注者等が契約図書に基づき提出した書類、又は書面で申し出た事項について必要に応じて工事約款の規定に基づく発注者との協議を経て、監理者が設計図書の内容に適合しているかについて検討した範囲に対し、書面をもって了解することという。設計図書等において監督職員の承認を受けた必要がある書類、図面、見本等は、監督職員に提出し受領印を受ける。受領印を受けたのち、曆上1週間以内(訂正又は保留に関する監督職員の指示がない場合は、提出された書類、図面、見本等は監督職員の承認を受けたものとする。 〔置換〕5)「監督職員の指示」とについては、共仕〔1.1.2(ウ)を次に読み替える。 (ウ)「監督職員の指示」とは、監督職員が必要に応じて工事約款の規定に基づく発注者との手続を経て、受注者等に対し工事の施工上必要な事項を書面によって示すこととする。受注者等は、書面の控えに押印し、監督職員に提出する。また、監督職員が口頭で示した内容を記録した書面を監督職員に提出し、確認を受けたものについては、指示したものとみなす。なお、監督職員の指示が、工事目的物の品質、性能、機能上あるいは工事の施工において明らかに適当でないと判断される場合は、監督職員に報告したうえで、発注者に申し出る。 〔置換〕6)「監督職員に報告」とについては、共仕〔1.1.2(ウ)を次に読み替える。 (ウ)「監督職員に報告」とは、受注者等が監督職員に対し、工事の状況又は結果、あるいはその者の責任において調査、計画、立案、選択、確認等のほか、実施した内容を、監理者に書面をもって知らせることをいう。なお、工事約款の規定により、当該報告が発注者への報告事項となる場合がある。 〔置換〕7)「監督職員に提出」とについては、共仕〔1.1.2(ト)を次に読み替える。 (ト)「監督職員に提出」とは、受注者等が、契約図書類に基づき事前に設計図書等との整合を確認したうえで、工事にかかわる書面(施工図を含む)、見本、計算書、報告書又はその他の資料等を説明し、日付を明記し押印のうえ、監督職員に対し差し出すことをいう。なお、工事約款の規定により、当該提出が発注者への提出事項となる場合がある。 〔付加〕8)「自主検査」とは、受注者等が工事の各段階で、材料又は施工等について設計図書等との照合、確認等を行い、その適否について自ら判断し、検査記録を作成して監督職員に提出することという。 〔付加〕9)「製造者」とは、工事に使用する機器、材料、製品等を製造(製作、加工、組立て等を含む)している会社等といい、共仕及び欄仕における「製造所」「製作所」は、いずれも「製造者」に読み替える。 〔付加〕10)「専門工事業者」とは、設計図書等で定める工事において豊富な実績を持ち、本工事で要求される施工品質を確保するための高い技術力及び品質管理能力を有するとともに、施工品質の保証を行うことができる工事業者をいう。取り付ける機器、材料、製品等を当該専門工事業者が製造する場合は、「製造者」を含むものとする。 〔付加〕11)「材料」とは、工事に使用する機器、材料、製品等を総称するという。これらの機器、材料、製品等は、設計図書等に表示された性能、形状等の仕様以外の詳細仕様、構造等については社会通念上の条件を考慮して、各製造者による専門的な知見、及び技術力をもって、各製造者の仕様により製造されたものとする。		
	1.1.3	〔付加〕	a.工事の各段階に必要な官公署その他への各種申請又は届出の種別、手続、時期等をあらかじめ調査する。 b.施工に直接必要な官公署その他への手続は、遅滞なく行うほか、発注者等が行う手続に協力する。手続を代行する場合は、その経緯を適宜、監督職員に報告する。 c.工事の各段階に必要な官公署その他関係機関の立会検査や審査のうち、発注者が申請者となるもの(以下、法定検査という)について、その種別、手続、時期、実施内容等をあらかじめ調査する。法定検査には、次を含む。 ※建築基準法に基づく中間検査及び完了検査 ※建築物省エネ法に基づく完了検査 ※所轄消防の検査 ・() d.建築基準法87条の2による昇降機設備の確認申請手続きは、昇降機設備工事専門工事業者が発注者の代理者として行う。申請及びこれにかかわる検査に要する費用は、当該昇降機設備工事を請け負う者の負担とする。 e.建築基準法に基づき中間検査、完了検査及び計画変更確認申請の手続きに必要な一般図等については、監督職員の指示により、1.7.2 完成図の一部として必要な時期に作成の協力を行う。		
	1.1.5	〔付加〕	a.設計図書等は、主要な部位、事項についての設計意図を示すものであり、必ずしも工事の完成に必要なすべての情報を網羅するものではない。 b.受注者は、製造者、専門工事業者等の特定を経て設計図書等に表示された情報をもとに通常有すべき性能を考慮したうえで、工程や下地等を適切に確認し、専門的な知見、仕様及び技術力をもって生産設計、製作、施工を行うとともに、工事の適切な遂行と完成に必要なものの処置を施す。 c.設計図書等に表示された製品名・製造者名又はこれらに類するものは設計の仕様、程度を示すものであり、製品や製造者等を特定するものではない。 d.情報共有システムの適用及び機能要件は1.1.16)による。		
	1.1.6	〔付加〕	a.別に定めのない限り、関連工事の受注者に対し、次のものについて供与する。これらに要する費用の負担は、この工事の見積要項書及び見積区分表(工事区分表)の記載によるほか、当該関連工事の受注者と協議し、対応する。 1)関連工事を行う場所への出入り及び安全管理 2)足場、運搬設備、揚重設備、工用電力、工用用給排水等の利用 3)障害となる仮設物の取除き、貫通孔等の設置、ボルトやインサート等の取付け 4)関連工事に用いる機器、材料の取込みに必要な搬入口、通路等の設置及び確保 5)その他() b.施工図、施工計画書等の作成に際し、関連工事との取合い、納まり等について必要な記載を行う。		
	1.1.13	〔追補〕	a.共仕〔1.1.7(2)に該当する場合、並びに発注者による工事内容の変更又は工期の変更があった場合は、設計変更とし、b. c号による。 b.設計変更の通知を受けた場合は、請負代金額の増減を明示した請負代金額増減内訳書(以下、増減内訳書という)を監督職員を通じて発注者に提出し、発注者の承認を受ける。発注者の承認を受けた増減内訳書は、監督職員の確認を受け、そののち工事の承認を行う。なお、設計変更範囲における増減調整で請負代金額が変更とならない場合は、同様と扱う。 c.変更設計は設計者が行う。ただし受注者は、設計変更の内容確定に必要な図面、書類等の作成について、工用図書作成に繋がる範囲において協力する。		
	1.1.14	〔追補〕	a.本工事を完成させるために必要な次の工事及び費用は、工事請負契約に含まれる。 1)施工、材料及び製品の検査、試験(支給材料、貨与品の場合の検査及び試験を除く)、見本等の作成及び検査に要する費用 2)敷地周辺において施工計画に必要な、構築、側溝、舗装、外灯、樹木、設備盤類ほか各種施設等の移設と復旧 3)工事期間中の、工事に付帯する作業に関する官公署その他関係機関の手続及びその費用 4)工用用機器、材料等の取入れに必要な搬入口及び通路の設置とそれに伴う補強、復旧及び後片付け		
	1.1.15	〔追補〕	a.機器、材料、施工及び工事についての施工図等、見本等に対する発注者及び監督職員の承認は、1.1.2 a. 4) によるほか、次による。 1)承認は、受注者による品質管理及び設計図書等との適合性確認の適正さを確認するために行うものである。 2)承認は、受注者から提出された施工図等、見本等に表示される範囲の内容に対してなされる。 3)施工に用いられた、又は工事目的物に組み込まれた材料、製品についての施工図等、見本等に対する承認は、その外観や受注者から提出される書面による情報に基づいてなされる。 b.機器、材料、施工及び工事に対する発注者及び監督職員の検査、試験及び確認は、共仕〔1.1.2(ウ)(ウ)によるほか、次による。 1)検査又は試験は、工事請負契約及び設計図書等に基づいて、受注者等による品質管理、確認及び自主検査の適正さを確認するために行うものである。 2)検査は、立会いにより、又は受注者等の自主検査記録、工事写真その他の提出物の審査等の合理的方法により行う。なお、監督職員の立会検査は、原則として抽出により行う。 3)施工に用いられた、又は工事目的物に組み込まれた製品に対する検査又は試験は、その外観や受注者等から提出される情報、各種記録に基づいてなされる。 c.発注者及び監督職員の承認、検査、確認等は、前 a. b 号に基づいて実施するため、発注者又は監督職員が承認、検査又は確認した対象範囲であっても、承認、検査、確認の対象として抽出されなかったもの又は提出されなかったものに起因する、あるいは受注者等による自主検査で発見できなかった内容等に起因する次の事実の責は受注者等が負う。 1)材料、製品、機器及びそれらの施工が工事請負契約、工用用図書に適合しない場合 2)施工に用いられた又は工事目的物に組み込まれた材料、製品、機器の欠陥又はこれに類する原因による品質、性能、安全上の不具合がある場合		
	1.1.16	〔追補〕	a.発注者及び監督職員に提出する書類(図面を含む)の運用は、次による。 ○発注者及び監督職員との協議による。 b.施工図や完成図を作成するための設計図面のCAD、BIMデータ等を利用する場合は、発注者及び設計者に申し出る。 データの貸与に係る契約及び費用については、発注者及び設計者と協議する。 なお、貸与された設計図面のCAD、BIMデータ等の著作権は、設計者に帰属し、これを目的外に利用してはならない。		
	1.1.17	〔追補〕	a.工事目的物を発注者へ引き渡したのち、工事請負契約書に定める契約不適合責任期間内に、発注者及び監督職員と協議のうえ、工事全般について契約不適合及び損耗に関する調査を行う。なお、調査の回数及び時期は、特仕他章の記載によるほか、次による。 1)契約不適合に関する調査 ※1年目及び2年目の2回行う ・次の時期に行う(全 回) ○1年目(対象部位:) () 年目(対象部位:) () 年目(対象部位:) 2)損耗に関する調査は1.7.3「保全に関する資料」による。 b.前 a 号の調査の実施時期及び具体的な実施要領は、受注者等が立案し、発注者及び監督職員と協議する。 c.調査終了後、速やかに調査の結果及び対応策を記録し、発注者及び監督職員に提出する。 d.前 a 号の調査の結果、工事目的物に契約不適合が認められた場合は、受注者等は発注者及び監督職員と協議のうえ、速やかに工事請負契約に基づいて適切な対応を行う。		
	1.1.18	〔付加〕	a.遠隔現場を適用する場合は、会議体の出席及び現場検査にリモート対応を併用し、工事の施工上必要な確認、指示、承認及び検査を実施する。 b.遠隔現場の実施は、工事施工段階業務計画書による。		
	第2節	工事関係図書	a.実施工程表は、着手から完成引渡しに至る工事全般の手順と日程の計画を表したもので、本工事の工程のほか、次の内容を記載する。 1)主要な総合図、施工図、施工計画書等の作成、提出、承認の日程 2)官公署その他の関係機関への届出等手続の日程 3)建築主又は民間確認検査機関、所轄消防署その他の関係機関による中間検査等関係法令に基づく官公署の諸検査の日程 4)完成時の諸検査の日程 5)部分使用、部分引渡しの日程及び関係する諸検査の日程 6)出来高目録 7)関連工事の主要な工程 8)そのほか、工事の進行に関する重要事項(受電、試験、計量の開始時期、主要な材料の見本決定等) b.実施工程表は、全体工程や完成後の設備工事施工品質に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されているものとする。 1)天井内のダクト、配管、ケーブルラック及び配線の施工期間 2)屋上設備の施工期間 3)上記1、2)の施工品質を確認するための検査期間 4)合計、試運転転載調整の期間		
	1.2.1	〔付加〕	a.総合施工計画書は、工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の編成と運用、工事環境の整備と維持、工事請負契約に基づく監督職員への対応等について、本工事の固有の条件に適合した具体的な方策を定めたものとし、「提出書類作成要領・受注者検査要領」により作成する。また、発注者又は監督職員が工事段階業務計画書(建築設計・監理等業務委託契約約款に示す監理業務方針の説明を含む。))を提示した場合は、それに基づいたものとする。 b.工種別の施工計画書は、「提出書類作成要領」により作成する。施工計画書は、設計図書に定めるもの及び監督職員の指示するものの内、品質計画に係る部分について、監督職員の承認を受ける。 c.施工要領書は、受注者等が機器材料製造者、専門工事業者等と協議のうえ、施工計画書記載の各項目の工事を実行するための詳細要領を定めたもので、監督職員が指示した場合は、これを監督職員に提出する。 d.施工計画書や施工図に付随する各種計算書における設計図書等への適合結果は、監督職員に提出する。 e.スリーブ工事の着手に先立ち建・機・電の共通の施工計画書、施工図を作成し、監督職員に提出する。特に、蓄熱槽の躯体貫通スリーブは、止火のみならず水蒸気の熱が躯体に伝達することを極力防止するような措置を講ずる。蓄熱槽の躯体貫通部スリーブの納まり図等は、監督職員に提出する。 f.工事の着手に先立ち、ダクト、配管、配線の防火区画等の貫通部防火措置工法(国土交通省大臣認定工法)を定め、その施工場所がわかる位置図とともに「防火区画等貫通部処理工事施工計画書」として作成し、監督職員に提出する。なお、貫通部防火措置工法は、貫通部の構造や配管種別、及び口径等に適合した工法を選定する。		
	1.2.3	〔付加〕	a.施工図の作成に先立ち、「提出書類作成要領・受注者検査要領」により総合図を作成し、監督職員に提出する。 b.総合図の作成に先立ち、基本的納まり、特殊な納まり、関係工事等との調整を必要とする事項、その他監督職員の指示する事項について、基準施工図を作成し、監督職員の承認を受ける。 c.施工図は、「提出書類作成要領」により、総合図及び基準施工図に基づいて作成する。施工図のうち、設計図書等の内容に適合していることの確認が必要なものは、その範囲において監督職員の承認を受ける。 d.各種施工図の提出に先立ち、系統図を監督職員に提出する。 e.監督職員の指示する現寸図、型式等は、施工に先立つ適切な時期に作成し、監督職員の承認を受ける。 f.模型、モックアップ、モデルルームの作成、見本施工、先行施工は、次による。これらの実施時期の記載がない場合は、施工に先立つ適切な時期に実施するものとし、監督職員と協議する。これらの確認、承認の扱いは、1.4.2)による材料見本に準ずる。 1)模型の作成 ※しない・する(・設計図による・) 2)モックアップの作成 ※しない・する(※各所手すり・※各所段差・設計図による・) モックアップとは、工事目的物のある部分の設計意図と内容を確定するための実物大模型又は縮尺模型のことをいう。使用材料は、本設と同じでなくてもよく、監理者との協議による。また、設置場所についても監督職員との協議による。 3)モデルルームの作成 ※しない・する(・設計図による・) モデルルームとは、設計品質を確定するために工事目的物のある一室又は室の一部を試作することを行い、原則として仕様は設計図書等による。設置場所については、発注者及び監督職員との協議による。モデルルームは、本設として使用しない。 4)見本施工 ※しない ○する(・設計図による・) ○意匠図による 見本施工とは、工事目的物のある部分を、その施工方法、取合い、出来ばえ等を確認するために、承認された施工図、施工計画書のとおり施工することをいう。場所、仕様については、本設と同じとするが、見本施工は、原則として本設として使用しない。 5)先行施工 ※しない ○する(・設計図による・) 先行施工とは、工事目的物のある部分を、○意匠図による○関連する設備部分について協力する)先行施工とは、工事目的物のある部分を、その施工方法、取合い、出来ばえ等を確認するために、他の同様の工事の着手に先立つて、承認された施工図、施工計画書のとおり施工することをいう。先行施工された部分は、原則として本設として使用する。 g.総合図、施工図、模型、モックアップ、見本等を監督職員に提出するに当たっては、あらかじめ、それらの内容を設計図書等と十分照合し、それらが設計図書等に適合していることを確認する。設計図書等と異なる場合は、その旨、範囲、詳細等を提出の際、監督職員に説明を行う。		
	1.2.6	〔追補〕	a.工事の着手、進行に当たり、発注者又は監督職員に提出する書類の種別、内容、書式等は、「提出書類作成要領・受注者検査要領」による。		
	第3節	工事現場管理	a.監督職員が工事段階業務方針書を提示した場合は、それに基づいて工事運営及び施工管理を行う。		
	1.3.1	〔付加〕	a.監督職員が工事段階業務方針書を提示した場合は、それに基づいて工事運営及び施工管理を行う。		
	1.3.3	〔付加〕	a.電気保安技術者 ・適用する ・適用しない b.建築物電気設備の電気主任技術者 ※発注者が選任又は必要 ○受注者が電気工事の着手前までに選任し、その費用を負担する。期間は、(○完成引渡し・受電)までとし、その際に選任変更届を提出すること。あわせて保安規程も遅滞なく提出すること。		
	1.3.5	〔付加〕	a.施工日、施工時間に関する条件は、契約書の記載によるほか、次による。 1)設計図書等又は工事現場近隣の住民との間で交わされる工事に関する協定(以下「近隣協定」という)に、作業内容、作業日、作業時間等についての定めがある場合は、それを遵守する。 2)契約書及び設計図書等に施工日又は施工時間が定められていない場合で、日曜又は夜間に施工する場合は、あらかじめ理由を付した書面を発注者及び監督職員に提出し、発注者の承認を受ける。 b.施工日、施工時間 以外の施工条件は、次による。 ・なし ・あり()		
	1.3.7	〔付加〕	a.機器・材料製造者及び専門工事業者は、設計図書等に記載された品質を確保するに同等のものの中から選定し、選定届を監督職員に提出する。 b.設計図書等に記載された機器・材料製造者や専門工事業者以外のものをを選定する場合は、機器・材料製造者や専門工事業者の能力、経歴等を証明する資料を監督職員に提出し、発注者及び監督職員の承認を受ける。 c.設計図書等に製造者名の記載がない機器、材料で、設計図書等に製造者の条件が示される場合は、これに適合する製造者を選定して、条件に適合することを証明する資料を監督職員に提出し、監督職員の承認を受ける。 d.設計図書等に専門工事業者名の記載がない工種について、設計図書等で「専門工事業者による」としている工種については、選定について監督職員と協議する。		
	1.3.8	〔付加〕	a.工事現場の運営・管理にあたり、感染症拡大防止対策に最大限の配慮を行う。		
	1.3.10	〔付加〕	a.災害、公害又は事故のおそれがある場合は、速やかに適切な処置を講じ、直ちにその経緯を発注者及び監督職員に報告する。		
	1.3.12	〔付加〕	a.発注者に引渡しを要するもの ・なし ・あり() b.別管理産業廃棄物 ・なし ・あり() 「あり」の場合の処理方法は、監督職員指示による。 c.汚染土壌 ・なし ・あり() ・受注者が土壌調査を行う() 「あり」の場合の場所、数量 ※設計図による・ 「あり」の場合の処理方法 ※設計図による・ 「受注者が土壌調査を行う」の場合の対象範囲、調査方法等の詳細は、設計図による。 d.現場で再利用を図る発生材 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)による特定建設資材廃棄物 e.再資源化を図る発生材 ※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)による特定建設資材廃棄物		
	1.3.13	〔付加〕	a.工事目的物の施工済み部分等を汚損した場合は、速やかに監督職員に報告し、復旧方法について監督職員と協議のうえ、復旧する。 b.工事施工に際し、既存施設部分を汚損した場合は、発注者及び監督職員に速やかに報告し、補修方法、時期について発注者の承認を受けたうえで、原状に準じて補修、復旧する。		
	1.3.14	〔付加〕	a.工事の完成に際し、次の事項は、1.6.1)による「発注者検査」までに対応する。 1)工事に伴い損傷を生じた既存の施設、工作物、樹木等は、原状に復旧する。 2)工事目的物の施設又は設備の一部を工事に使用した場合は、設計図書等の定める条件のとおりに復旧する。		
	1.3.15	〔追補〕	a.工事の着手に先立ち、建設業法に基づき現場代理人及び有資格者である主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐等を選任する。 b.現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐の設置は、次による。 1)現場代理人 ※本工事現場に専任(常駐)とする現場代理人を置く ・他現場等との兼任を可とする現場代理人を置く 2)監理技術者(監理技術者の設置が必要な工事の場合) ※本工事現場専任の監理技術者補佐の設置により、他現場との兼任を可とする ○本工事現場に専任(常駐)とする 3)主任技術者又は監理技術者(監理技術者の設置を要しない工事の場合) ・本現場に専任かつ常駐とする ・他現場との兼任を可とする c.電気設備工事の現場代理人は、原則として電気主任技術者又は一級電気工事施工管理技士の資格を有する者、機械設備工事の現場代理人は、原則として一級管工事施工管理技士又は建築設備工事の資格を有する者とする。		
着工	・	・	・	・	・
竣工	・	・	・	・	・
監理	・	・	・	・	・
竣工	・	・	・	・	・
日建設計					
木更津市吾妻公園文化芸術施設 新築工事(機械設備)					
特記仕様書(1)					
A1: - A3: -					
No.					
2026.06.30					
高橋 央 杉原 浩二 上田 智士 貴藤 翔馬 長森 規久 設備設計一級建築士(法道合確認) 坂本 義史 意見聞いた建築設備士					
一級建築士 一級建築士 一級建築士 一級建築士 設備設計一級建築士(法道合確認) 意見聞いた建築設備士					
(通し番号 6)					
3 - 1					

[illegible]

<